

みどりのたより

51号

平成24年2月22日

CONTENTS

- 平成23年度植物防疫地区協議会が開催されました・・・・・・・・・・1
○病虫害発生状況等（P1）、○病虫害防除関係（含：農薬飛散低減対策、臭化メチル対応等）（P1）、○植物検疫関係（含：国際（輸入、輸出）植物検疫、国内検疫対策（P4）、○農薬関係事業（含：農薬の適正使用（P6）、疑義資材の対応（P8）、水稲初期除草剤の使用時期・止水期間の遵守（P8）、特定農薬(特定防除資材)の検討状況（P10）、飼料作物の農薬登録に係る検査基準、家畜代謝試験のガイドライン（P12）、水産動植物の被害防止に関連の情報提供（魚毒性分類の削除）（P12）、農薬の登録状況（14）、生産・流通（P17）、魚介類の残留農薬基準の設定（P17）、エンドスルファン(ベンゾエピン)のPOPs条約対象物質への追加（販売禁止農薬に）（P17）
- 販売禁止農薬等の回収について・・・・・・・・・・18
- 「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について・・・・19
- ゴルフ場における農薬使用者の農薬使用計画書の公表について・・・・・・・・22
- ゴルフ場における農薬使用計画書の作成・提出に当たっての留意事項・・・・・・・・22
- 有機農産物の日本農林規格の見直しについて・・・・・・・・・・23
- 肥料消石灰の警告表示による注意喚起について＜参考＞・・・・・・・・・・25
- 全国の野生鳥獣類による農作物被害状況について（平成22年度）・・・・・・・・26
- ナラ枯れ被害調査の結果について（速報値）・・・・・・・・・・28
- ナラ枯れに立ち向かう ―被害予測と新しい防除法―・・・・・・・・・・30
- 平成23年度ゴルフ場・緑地向け農薬出荷実績・・・・・・・・・・32
- 病虫害発生予察情報「特殊報」について・・・・・・・・・・34
- 青梅 憂うつな春 ウイルス感染 2割伐採へ・・・・・・・・・・35
- 食品・添加物等規格基準の改正について・・・・・・・・・・35
- 協会からのお知らせ・・・・・・・・・・35

社団法人 緑の安全推進協会

● 平成 23 年度植物防疫地区協議会が開催されました

平成 23 年 11 月、農林水産省は、各農政局単位で都道府県の植物防疫関係の担当者等を参集し「平成 23 年度植物防疫地区協議会」を開催しました。

同協議会では、農林水産本省、出先機関、独立行政法人等から最近の情勢についての説明、各都道府県から、当該年度の病虫害発生状況等について情報交換が行われました。

ここでは、緑の安全管理士の方々の参考に供するため、「平成 23 年度植物防疫地区協議会」で報告された各種情報の概要をとりまとめました。

詳細については、『平成 23 年度「緑の安全管理士会」支部大会研修用資料』（以下。「支部大会資料」という）で確認ください。該当する情報の後に「支部大会資料」の掲載のページを記載しています。

○ 病虫害発生状況等

春から梅雨期にかけての降雨、寡照により、イネいもち病、ぶどうべと病等の発生が懸念され、注意報が発表され、防除が呼びかけられた。梅雨明け後、夏の気温は高かった。また、台風や前線などの影響で各地で大雨となり、病害の発生が懸念されたが、一部の病害を除き注意報は発表されなかった。害虫は斑点米カメムシ類の発生が多く、東北から中国地方にかけて注意報が発表された。ま 9 月からは、ハスモンヨトウの注意報が発表された。

10 月 15 日現在の水稻の作況指数は全国で 101 が見込まれ、農業地域別では、北海道 105、東北が 101、北陸 101、関東・東山 100、東海 100、近畿 99、中国 102、四国 100、九州 101 が、見込まれる。（支部大会資料 P1～）

○ 病虫害防除関係

(1) マイナー作物への農薬登録推進

マイナー作物への農薬登録について、「マイナー作物農薬登録推進中央協議会」等を設置し、関係者が連携して、効率的にマイナー作物の農薬登録の推進を図ることとしている。「マイナー作物への病虫害防除用農薬の登録拡大に向けた手引書」及び「マイナー作物農薬登録推進リスト」は、(社)日本植物防疫協会の WEB 上に掲載されている。（支部大会資料 P9～）

(2) 農薬飛散低減対策

平成 18 年 5 月から、食品衛生法に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度(いわゆる「ポジティブリスト制度」)が導入された。

これにより、これまで残留農薬基準のあったものについては、従前の基準をそのまま適用し、基準のなかったものについては、国際基準等を踏まえた暫定基準又は人の健康を損なうおそれのない量として一律基準(0.01ppm)を適用し、基準を超えて食品中に残留する場合はその食品の販売等が原則禁止されることとなった。

農薬散布時の意図せぬ飛散が基準超過の要因となり得ることから、これまで以上に農薬飛散(ドリフト)低減対策を徹底することが重要となった。

農林水産省では、生産者、消費者等に向けて、制度の解説、留意事項の説明を行うとともに、飛散防止対策の周知、飛散低減技術の導入、地域における取組体制の強化及び優良取組事例の紹介等を行ってきた。

さらに、「農薬飛散対策技術マニュアル」としてとりまとめ関係機関に配布した。

マニュアルは以下の農林水産省のホームページにも掲載されている。

(http://www.Maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/manual/index.html)

平成 23 年度は、残留基準値超過の報告が続き、発生都道府県における原因究明により、不適正な使用もあったことから、「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」(平成 23 年 9 月 5 日付け 23 消安第 3034 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長・植物防疫課長連名通知)を発出し、関係者の注意喚起が図られるよう、都道府県に対し指導を依頼した。

今後とも引き続き、農薬の適正使用と合わせ、周辺への飛散低減対策の励行及び啓発等を徹底するよう、継続的な指導をお願いする。(支部大会資料 P10～)

23 消安第 3034 号

平成 23 年 9 月 5 日

地方農政局消費・安全部長等宛

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について

農薬の使用に当たっては、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号)、「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成 19 年 3 月 28 日付け 18 消安第 14701 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)及び「農薬適正使用の徹底について」(平成 22 年 12 月 15 日付け 22 消安第 7478 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)等に基づき、適正使用の推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として、農薬の不適正な使用が原因とされる残留基準値超過の報告が続いている。

ついては、今後、全国的に農作物の収穫期を迎えるに当たり、農薬の残留基準値超過を未然に防止するため、下記に掲げる事項について、農薬使用者をはじめとする関係者の注意喚起が図られるよう、貴局管下都道府県の担当者に対し、通知・指導ありたい。

なお、農産物直売所に出荷された農産物からも適用のない農薬が検出されていることを踏まえ、農産物直売所に出荷する生産者に対しても下記の事項について注意喚起が図られるようご配慮願いたい。

記

1. ラベルに記載されている適用作物、適用時期、使用方法等を必ず確認し、その内容を遵守すること。特に、作物の名称や形状が似ている作物について適用作物を誤認して農薬を使用することがないように注意すること。
2. 隣接するほ場に誤って農薬を散布することがないように注意すること。例えば、ブームスプレーヤ等の大型散布機を用いる場合は、ほ場の端で旋回する際には確実に噴霧を止めること。
3. 「農薬飛散対策技術マニュアル」等を参考に、以下の事項をはじめとする対策を実施すること。
 - (1) 風速、風向に注意して散布すること。
 - (2) ほ場の外側から内側に向かって散布する、できる限り作物の近くから散布する等、散布の方向や位置に注意すること。
 - (3) 適正な散布圧力、散布量で散布を行うこと。
 - (4) 散布器具の洗浄を徹底すること。
 - (5) 散布は場及びその周辺の状況に応じて、飛散が少ない形状の農薬や飛散を低減する散布器具を選択すること。

(6) 散布ほ場の周辺に、農薬の残留しやすい作物、収穫期の近い作物等が栽培されている場合は、特に注意して飛散の影響を低減するための対策を講じること。

(3) 総合的病害虫・雑草管理(IPM)の普及・定着

農業生産も食の安全・環境保全を重視したものに転換する必要があると、農林水産省では農業生産での環境保全に向けた諸施策を推進している。

病害虫防除では農薬だけに頼ることなく、病害虫の発生状況に基づき、様々な防除技術を適切に組み合わせることで環境負荷を低減しつつ病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫管理(Integrated Pest Management: IPM)への転換を実施している。

今後のIPM施策の推進に当たっては、これまでの取組実績をとりまとめ、取組の事業効果を検証した上で、さらに効果的に事業を展開していくことが必要と考える。(支部大会資料P11～)

(4) 農林水産航空事業

平成22年度の農林水産航空事業の実施状況は無人ヘリコプターによる防除面積の増加が続いている。水稻防除では、838,156haと対前年度比3.7%増で、有人ヘリコプターによる実施面積51,158haの約16倍となっている。無人ヘリコプターの利用が増加する中、無人ヘリコプターによる事故の防止対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、事故発生を早期に把握し、事故防止のポイントを整理・公表することとし、平成23年度から、無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報報告頂いている。

今年度、報告のあった無人ヘリコプター事故情報は電線等の架線への接触による事故が大部分を占めていた。現在、収集された事故情報の分析を行い、事故防止のポイントを整理し、今後の事故防止へ反映していくこととしている。(支部大会資料P14～)

(5) 不可欠用途臭化メチル全廃への対応

臭化メチルは、平成4(1992)年第4回モントリオール議定書締約国会合で、オゾン層破壊物質として指定され、先進国は平成17(2005)年までに全廃することが決定された。

しかし、全廃以降でも「不可欠用途」として申請を行うことにより使用が認められてきた。日本では、メロン、スイカ、キュウリ、ピーマン及びトウガラシ類の土壤伝染性ウイルス病、ショウガの土壤伝染病、クリのクリシギゾウムシが不可欠用途として認められている。

日本では、不可欠用途の土壤消毒用の使用を平成24(2012)年、収穫物用途用(クリのみ)の使用を平成25(2013)年で最後としている。

臭化メチルの代替技術

① 土壤消毒用途の代替技術

現在、農林水産省の補助事業として「臭化メチル剤から完全に脱却した産地適合型栽培マニュアルの開発」事業が実施されている。これらの取り組みをPRするためのリーフレットの作成が予定されている。

代替薬剤であるヨウ化メチル剤は現在メロン及びトマト、花き類に対して農薬登録されているが、使用時の安全確保の観点から、ヨウ化メチル剤推進協議会が主催する安全使用講習会を受講する必要がある。

② 収穫物(クリ)消毒用途の代替技術

代替薬剤であるヨウ化メチル剤が農薬登録されているが、使用方法が倉庫くん蒸となっている。使用時の安全確保のため、必要に応じてくん蒸倉庫の改装を行い、土壤消毒用途

と同様にヨウ化メチル剤推進協議会が主催する安全使用講習会を受講する必要がある。
ヨウ化メチル剤推進協議会が主催する安全使用講習会への積極的な参加をお願いする。
(支部大会資料 P17～)

○ 植物検疫に関する国際ルールと我が国の取組

(1) 植物検疫に関する国際ルール

植物検疫に関する国際ルールには、「世界貿易機関を設立するマラケッシュ協定(WTO 協定)」の1つである「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS 協定)」、「国際植物防疫条約(IPPC)」があり、病虫害の侵入防止を図りつつも、貿易への影響を最小限とすることが求められている。

国際植物防疫条約では、植物検疫措置を適用する場合には、技術的に正当化されたものでなければならないとされている。

これら国際的なルールに対応し、植物検疫措置の適用にあたっては、リスクに応じた適切な植物検疫措置を講ずることが重要である。このため、我が国が侵入を警戒する必要がある有害動植物、検疫の対象とならない有害動植物等について、最新の科学的知見、諸外国からの情報等を踏まえ、病虫害リスク分析を実施するなどして、その見直しを行っている。

「リスクに応じた植物検疫措置の見直し」の結果として省令の改正等を行い、従来の検疫措置の対象としない病虫害を指定するネガティブリスト方式から検疫有害動植物そのものを指定するポジティブリスト方式への変更を行うとともに、植物検疫措置について、輸出国に特定の検疫有害動植物を死滅させるための熱処理の実施や特定の検疫有害動植物を検出するための精密検査を求める等のリスクに応じた措置の適用を行った。今後も引き続き科学的根拠に基づく見直しを、年1回のペースで行っていくこととしている。(支部大会資料 P19～)

(2) 海外病虫害発生情報の提供

海外で急速に分布を拡大している病虫害や貿易上重要な品目に関連する病虫害で、我が国に侵入、まん延した場合に大きな被害を及ぼす恐れのあるものについて、海外病虫害発生情報を作成し、農林水産省ホームページを通じて特徴や症状などの情報提供を行っている。

(http://www.maff.go.jp/syouan/syokubo/keneki/k_kaigai/index.html)

(支部大会資料 P19～)

○ 国際植物検疫を巡る情勢

(1) 輸入検疫

わが国の植物検疫上の輸入解禁手続きに関する個別の輸入解禁案件に係る手続きの進捗状況については、農林水産省のホームページで掲載している。

平成22年10月以降、検疫条件を付して輸入が認められた植物は、パキスタン産マンゴウの生果実、イスラエル産オア(かんきつ類)の生果実で、すでに輸入解禁された植物に対し、検疫条件の変更を認めたものは、ポテトチップカ加工用米国産ばれいしょ生塊茎である。

(http://maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_yunyu/index.html)

(2) 輸出検疫

1) 輸出解禁要請

国によっては、日本に存在する病虫害の侵入を防止するため、日本からの生果実等農産物の輸入を禁止している場合がある。これらのうち、相手国での需要及び国内産地からの要望等を踏まえ、相手国に対し輸出解禁要請を行うとともに、技術的な協議を通じて、輸出解禁を実現させてきた。

現在、中国向けぶどう、かんきつ類、豪州向けもも、ぶどう、韓国向けりんご、なし等、6ヶ国20品目について技術的協議を実施している。個別の輸出解禁案件の進捗状況については、農林水産省のホームページで公開している。

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_yushutu/index2.html)

2) 台湾向け生果実に係る生産者への適切な防除及び選果の指導

台湾向けに輸出される日本産りんご、なし、もも及びすもも生果実(以下「生果実」という。)については、適正な防除及び選果を実施し、モモシンクイガの付着していないことが求められている。また、台湾の輸入検査でモモシンクイガが発見された場合には、同一年内に1回目の発見でその生果実を生産した都道府県からの生果実の輸入が暫定的に禁止され、2回目の発見で日本全国からの生果実の輸入が暫定的に禁止される。

台湾向け生果実の円滑な輸出のためには、モモシンクイガに対する適切な防除と選果が確実に実施されることが不可欠である。台湾向け生果実の輸出が行われている県においては、モモシンクイガに対する防除の適切な指導を実施していただきたい。(支部大会資料 P22～)

○ 国内検疫対策

(1) ウメ輪紋ウイルス(プラムポックスウイルス)による病気への対応

平成21年4月、東京都青梅市のウメに国内で初めてウメ輪紋ウイルス(プラムポックスウイルス(以下「PPV」という。))によるウメ輪紋病の発生を確認した。

国内におけるウメ輪紋病の発生状況を確認するため、各都道府県の協力を得て発生調査を実施した。また、PPVの感染植物を特定し、ウメ輪紋病の早期撲滅のため、緊急防除の防除区域とその周辺の果樹園、公園、民家などにある植物を調査した。

PPVの感染が確認された地域から他の地域へのまん延を防止し、速やかにPPVの根絶を図るため、平成22年2月20日から植物防疫法に基づく緊急防除を開始した。

緊急防除の防除区域は、東京都青梅市・日の出町の全域及びあきる野市・八王子市・奥多摩町の一部地域。平成23年度は新たに感染が確認された地域のうち、特にまん延リスクが高いと判断される地域について、緊急防除の防除区域への指定を検討中。

平成24年度についても、防除区域等調査及び広域調査(全国調査、発生監視調査、追跡調査)を継続して実施し、国内でのPPVの早期根絶を図ることとする。(支部大会資料 P24～)

(2) ポテトスピンドルチュニバーウィロイドによるダリア苗の病気の発生と対応

平成22年2月、山梨県の花き栽培施設で栽培中のダリア苗にポテトスピンドルチュニバーウィロイド(PSTVd)の感染を確認した。

国内のダリア苗に発生したPSTVdの感染拡大の防止を図るため、各都道府県に対し、防除対策を講ずるよう協力要請した。国内のダリア苗に発生したPSTVdについては、これまでの調査及び防除の結果、次のことが判明している。

- ① 感染経路の特定：調査の結果、侵入原因となったダリア苗の導入経路を概ね把握できたと推定している。今後も侵入経路の特定調査を継続し、感染のおそれがある植物の範囲を特定する。
- ② 感染植物の処分：特定した感染植物を適切に処分した。次第に終息に向かっていると考えられる。今後も調査及び防除を継続し、まん延防止と早期根絶を図る。(支部大会資料 P28～)

(3) 重要病害虫発生時対応基本指針の制定

これまで国内に発生が確認されていなかった新たな病害虫が国内に侵入した場合や国内の一部地域のみには発生が確認されている病害虫が他の地域で発生した場合には、それらの病害虫がまん延して重大な経済的被害を与えるおそれがある。

国内農業への影響を極力回避するため、農作物に重大な経済的被害を与える病害虫(以下「重要病害虫」という。)の発生を早期に把握し、的確な防除を迅速に実施することが必須である。このため、国内に重要病害虫が発生した際、関係機関(植物防疫課、各植物防疫(事務)所、各地方農政局及び各都道府県)が実施するべき防除措置を迅速かつ的確に講ずることができるよう、講ずるべき標準的な措置の内容及びその手続を「重要病害虫発生時対応基本指針(以下「基本指針」という。)」として定め、関係機関あてに通知する予定。(支部大会資料 P30～)

(4) 侵入警戒調査の拡充

これまで国内に発生が確認されていなかった新たな重要病害虫が国内に侵入した場合や国内の一部地域のみ発生が確認されている重要病害虫が他の地域で発生した場合には、甚大な経済的被害を与えることがある。

このような被害を軽減するため、海外から植物類が輸入される海港・空港における輸入検査を強化するとともに、国内の栽培園地などにおいて侵入した病害虫を早期に発見し、迅速かつ的確な防除に資するため調査を厳格に実施する必要がある。

現行の侵入警戒調査は、植物防疫所が輸入海港・空港、都道府県が生産園地等を担当して調査を実施している。

本年 9 月 7 日付けで植物防疫法施行規則の一部改正により、国内への侵入リスクが高いと判断される検疫有害動植物の見直しを行い、ウメ輪紋ウイルス(PPV)、ポテトスピンドルチューバーウィロイド(PSTVd)、Sudden oak death (*phytophthora kernoviae*、*P. ramorum*)の 4 病害について、新たに輸出国植物疫機関に対して輸出前の検査を要求する「輸出国栽培地検査」の対象とした。

このことから、当該病害を侵入警戒調査の対象病害に追加するべく、平成 24 年度の侵入警戒調査に係る予算の増額要求を行っている。各都道府県におかれては、侵入警戒調査の強化を図っていただきたい。(支部大会資料 P33～)

○ 農薬関係事業の実施状況と今後の取組

1. 農薬の適正使用について

(1) 農薬の残留基準値超過事案への対応と適正使用の指導の強化

平成 18 年のポジティブリスト制度導入以来、農薬の適正な使用の指導のさらなる徹底を図ってきたところであるが、依然として農薬残留基準値を超過する事例が散見される(平成 18 年以来、年間 20 件程度で推移)。

基準値超過の主な原因は、適用のない作物への農薬の使用、使用時期、回数または希釈倍数の誤り、散布器具の洗浄が不十分であったことによる別の作物に使用した農薬の混入、農薬のドリフトなどである。

近年は、産直など農協を経由しないルートで販売される農産物における基準値超過もみられている。農林水産省は、農薬の適正な使用を徹底するため、さまざまな指導通知を発出してきた。

残留基準値超過が判明した場合には、まずは当該農産物を摂取した場合の健康影響について判断し、当該農産物の回収、出荷自粛等の措置をとり、さらに、基準値超過の生じた原因について徹底した調査を行った上で、再発防止のための対策を準じていただく必要があるが、その際には、以下の点に注意が必要である。

- 1) 健康影響の判断に当たっては、基準値超過のあった品目以外の食品からの摂取量も考慮した上で、A D I (一日許容摂取量)と比較してみるほか、作物残留量のばらつきや当該農産物を一度に多量に摂取した場合も考慮が必要である。その際には、農薬の代謝物

についても分析が必要な場合もあるので、出荷前の自主検査を行うJAの分析機関等において適切な対応が取られるよう、注意喚起を行った。

- 2) 基準値超過の原因を安易に使用基準違反以外のところ（散布器の洗浄不足、ドリフト等）に求めてしまうと、真の原因が見逃され、健康に影響を及ぼしかねない誤使用などが放置されることとなるので、真の原因の究明に努めるべきである。なお、その際には検出された農薬残留値のレベルからして、原因とされている使用状況等が妥当なものとなっているかどうかについて検証が必要であり、農薬対策室は必要に応じて協力する。

さらに、基準値超過の未然防止に向けた取組を一層進めていくため、関係者間で情報を共有できるよう、電子メールを活用した基準値超過案件に関する情報の提供を進めていくこととしている。（支部大会資料 P34～）

(2) 住宅地等における農薬使用

住宅地周辺における農薬使用については、農薬の飛散が原因で周辺住民の方々や子供等に健康被害を及ぼすことのないよう、街路樹、公園緑地等における農薬使用に関する関係部局への指導を強化するため、環境省と連名で指導通知を発出し、周辺へ配慮した農薬使用の取組の指導をお願いしている。

これまで、都道府県及び市町村の努力により、各地において、指導通知に基づく取組が進められているが、依然として一般の方や市民団体から、この通知が周知されておらず、不適切な農薬使用が行われているという指摘がある。今後とも農業場面のみならず、道路、公園、学校、保健所、住宅等といった不特定多数の方が立ち寄る公共施設の所管部局に対しても、この通知に関する更なる周知及び理解の徹底をお願いする。

市民等からの農薬の不適切な使用に関する指摘に対しては、当事者間でしっかりと対応していただくことも重要と考えることから、関係部局とも連携し対応窓口の設置等適切な対応をお願いする。

また、リーフレット「農薬飛散による被害の発生を防ぐために（このような所で、周囲を気にせず農薬を散布していませんか?）」（農林水産省・環境省）や「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル（農薬飛散によるリスク軽減に向けて）」（環境省）及び「樹木等の病害虫防除に関する手引き（(社)緑の安全推進協会）」を参考にして、引き続き関係者への周知をお願いする。なお、これらの資料は各機関のホームページに掲載されている。（支部大会資料 P35～）

(3) 農薬危害防止運動

農薬の使用機会が多くなる6月から8月に、農薬が原因となる事故等を防止する目的で、国（農林水産省、厚生労働省及び本年度から環境省）、都道府県、特別区等が連携して農薬危害防止運動に取り組んでいる。

この農薬危害防止運動は昭和28年以降毎年実施しているものであるが、依然として、土壌くん蒸剤の取り扱い不注意による使用者や周辺住民への被害、農薬の不適切な管理に起因する中毒事故等が発生していることから、運動期間外であっても農薬の危害防止対策の徹底をお願いする。（支部大会資料 P35～）

(4) みつばちへの危害防止対策

みつばちの減少問題については、ダニ、ウイルス、ストレス、栄養状態などが原因と考えられているが、原因の一つとして農薬も挙げられていることを踏まえ、生産現場において、みつばちの危害防止に向けた農薬使用者と養蜂家の間でのさらなる連携強化に取り組むことが重要である。

具体的には、「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」（平成17年9月12日付け通知）、「花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について」（平成21

年 7 月 24 日付け通知)に基づく指導に加えて、「病虫害防除時のみつばち被害事故防止にかかる取組について（調査報告）」（平成 22 年 6 月 10 日付け連絡）で、みつばち被害防止に係る取組について参考事例を示したので、これも参考に、引き続き耕種農家と養蜂農家との連絡体制の整備等、危害を防止する取組が促進される指導をお願いする。

なお、みつばち被害防止の観点からも飛散低減ノズルの使用、飛散しにくい農薬の利用等地域の実情に応じた飛散低減対策は重要であり、その徹底を図るよう引き続き指導をお願いする。

（支部大会資料 P35～）

2. 疑義資材の対応について

農薬登録を受けていないにもかかわらず、病虫害の予防効果を謳った資材や、農薬成分を含む資材は、農薬取締法上は無登録農薬に当たり、その製造・販売・使用は禁止されている。

「無登録農薬と疑われる資材に係る製造者、販売者への指導について（平成 19 年 11 月 22 日付け通知）」（以下「疑義資材通知」という。）を発出し、「農薬登録を受けることなく、何らかの形で農作物への使用が推奨され、かち、農薬としての効能効果を標榜しているか、もしくは、成分から見て農薬に該当し得るもの」を「疑義資材」と定義し、①ラベル等に農薬的效果を謳っていることから、表示を是正させるべき資材（疑義表示資材：カテゴリー 1）及び②農薬としての効果を発揮する成分が含有されている資材（疑義成分資材：カテゴリー 2）のそれぞれについて今後の取締方針を示した。

さらに、農林水産省の HP 上の「疑義資材コーナー」に「農薬目安箱」を設置した。

農薬目安箱に寄せられた情報等に基づき、資材の製造販売元の事業者や販売者に立入検査を行い、無登録農薬として取締を行った。また、「疑わしい資材を購入しない、利用しない」というリーフレットを都道府県等を通じて農薬使用者へ配布している。

農薬目安箱、都道府県等から提供された情報は、疑義資材情報に当たるかどうかの確認を行った上で、当該資材の製造者又は輸入者を特定し、「疑義表示資材」については農薬取締法、疑義資材通知等の周知及び表示の是正指導の取組を行ってきた。

「疑義成分資材」については、有効成分及び含有量の分析等を行い、薬効が確認される含有量が確認された場合は立入検査等を実施することとしている。

販売者に対しては登録された農薬以外の農薬を販売しないよう、また、生産者に対しては病虫害の防除等を行う場合は登録された農薬を使用するよう指導の徹底をお願いする。

疑義資材に関する情報は、最寄りの地方農政局、地域センター等を通じてご提供頂くようお願いする。農林水産省においては、得られた情報について疑義資材であるかの判断を行うため、必要に応じて地方農政局・地域センター等により周辺調査（任意調査）を実施することとしている。情報をご提供いただいた機関、団体等に対して調査に協力をお願いする場合がある。

（支部大会資料 P37～）

3. 水稻の初期除草剤の使用時期の変更及び止水期間の遵守の徹底

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（以下、「水産基準値」という。）の案の検討にあたり、平成 17～20 年にかけて全国で実施された水質検査の結果を精査したところ、局地的にはあるが、水産基準値案を上回る濃度の農薬が検出されていたことが判明した。

環境省は、その原因として、農薬の普及率が高かったこと、水稻の移植前に使用された農薬の止水期間が遵守されなかったために流出した等と推察している。

さらに、「散布後 7 日間は落水しないこと」とある止水期間に関する注意事項を遵守することができないのではないかとの指摘があった（水稻の移植時には落水させるため、移植 4 日前

に落水状態で除草剤を散布すると散布 4 日後に落水させることになり、止水期間 7 日を確保できない。)

今後の対応

1) 水稻の移植前に使用する初期除草剤の使用時期の変更

登録されている使用時期と止水期間に関する注意事項との整合を図る。

《現行使用時期》 植代後～移植前 4 日

↓

《変更後使用時期》 植代後～移植前 7 日

(24 年 8 月までに使用時期の変更登録を終える。)

2) 止水期間の遵守の徹底等の指導

- ① 水田で使用する農薬については、止水に関する注意事項を確認し、その内容を遵守すること。
- ② 登録上の使用時期が変更されるのを待たず、使用時期は植代時から移植 7 日前までとすること

について農家を御指導いただくとともに、必要に応じて、当該農薬の移植前における使用の中止や代替剤の導入の促進等により使用される農薬の多様化等もご検討いただくよう、先般、「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底等について」(消費・安全局農産安全管理課長通知)を発出した。(支部大会資料 P39～)

23 消安第 3601 号

平成 23 年 10 月 12 日

北海道農政事務所消費・安全部長 殿

各地方農政局消費・安全部長 殿

内閣府沖縄総合事務所農林水産部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長

水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底等について

水田における農薬の使用に当たっては、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号)第 7 条において、農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じることが求められており、「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成 19 年 3 月 28 日付け 18 消安第 14701 号農林水産省消費・安全局長、生産局長経営局長通知)及び毎年 6 月から 8 月にかけて実施している農薬危害防止運動等において、ラベルに記載されている止水に関する注意事項を確認して止水期間を 1 週間程度とすることなどについて指導をお願いしてきたところである。

今般、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会において、水稻除草剤であるプレチラクロールについて、環境省が水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値(以下「水産基準値」という。)の案を示し、これが了承されたところであるが、その際に、平成 17～ 20 年にかけて全国で実施された水質検査の結果を精査したところ、局地的にはあるが、水産基準値案を上回る濃度の農薬成分が検出された事例があることが明らかとなった。

その原因としては、当該農薬の普及率が特に高い地域であつたこと、水稻の移植前に使

用された農薬が、止水期間が遵守されなかったために水田から流出したこと等が推察されている。

このため、貴下都道府県の担当者に対し、下記の点に留意の上、水田において使用される農薬における止水期間の遵守その他の水質保全対策の実施について、農薬使用者に対して改めて指導が徹底されるよう、通知及び指導願いたい。なお、その際には、下記の2に該当する農薬については、現在農薬登録上の使用時期を「植代時から移植7日前まで」に変更する手続きが進められていることも併せて周知ありたい。

また、環境省は、「農薬による水産動植物の被害防止のための実環境中濃度の実態把握について」（平成23年10月12日付け環水大土第111012001号環境省水・大気環境局長通知）により、水質モニタリング及びその結果を踏まえた環境保全対策の検討について、都道府県知事宛てに通知しているところである。今後、水質モニタリングの結果、公共用水域において水産基準値の超過が見られる場合には、その超過の程度と割合によっては、当該農薬の使用方法又は注意事項の変更等を検討することとなることをご承知おきいただきたい。

記

1. 農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項を確認し、その内容を遵守すること。また、止水期間における農薬の流出を防止するため、畦畔の整備などの必要な措置を講じること。
2. 特に、水稻の移植前に使用することができる農薬については、農薬のラベルにおいて使用時期が「植代時から移植4日前まで」とされているものであっても、農薬の河川等への流出を低減するため、使用時期は植代時から移植7日前までとし、移植6日前以降には使用しないことと。
3. 以上の措置を講じてもなお、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値を上回る濃度の農薬成分が公共用水域から検出される地域においては、
 - (1) 当該農薬成分を含む農薬の移植前における使用の中止
 - (2) 当該農薬成分を含まない農薬の導入の促進等による地域で使用される農薬の多様化など地域の実情を踏まえつつ、同一の農薬成分を含む農薬が短期間に集中して使用されるのを避けるための対策を検討すること。なお、そのような対策がとられた場合には、その内容等について農林水産省に報告すること。

4 特定農薬(特定防除資材)の検討状況

平成14年に農薬取締法が改正され、「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして、農林水産大臣及び環境大臣が特定農薬(以下、通称である「特定防除資材」と称す)に指定したものは、農薬登録を不要とする制度が新設された。

農林水産省及び環境省で、特定防除資材の候補となる資材の情報収集を行ったところ、740種の資材に関する情報が寄せられた。その情報を基に、農薬資材審議会及び中央環境審議会合同会合(以下「合同会合」という。)において審議を行い、平成15年3月に、食酢、重曹及び使用場所の周辺で採取された天敵を特定防除資材として指定した。

その他の資材については、安全性及び使用実態に関する情報をさらに収集しつつ、特定農薬

の指定の検討対象とすべきか整理を行った。その結果、引き続き特定防除資材の指定の検討対象とする資材を 35 種類に絞りこみ、これら以外の資材については、検討対象から除外することとした。

35 種類の資材のうち、資料が整ったものから合同会合において審議を行っているところで、木酢液、・電解次亜塩素酸水、焼酎、ウェスタン・レッド・シーダー蒸留抽出液、ヒノキの葉、エチレン及びホソバヤマジソについて審議中である。

なお、その他の資材についても、評価に必要な資料が整えば、合同会合で審議することになる。検討対象資材について、今後、特定農薬の指定の検討に必要な情報が何ら提供されない場合には、情報提供者に確認の上、検討対象資材から除外することとする。情報があれば、農薬対策室あて提供していただくようお願いする。（支部大会資料 P40～）

<特定農薬の指定の検討対象とする資材、検討対象としない資材>

◆特定防除資材の指定の検討対象とする資材（35 種類）

アミノ酸全般、イギス海藻（サンゴ海藻）、インスタントコーヒー、インドセンダンの実・樹皮・葉、インドール酢酸、ウェスタン・レッド・シーダー（ヒノキ科ネズコ属樹木）蒸留抽出液、エチレン、カイネチン、甘草（マメ科カンゾウ）、酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液、粉ミルク（スキムミルクを含む）、米ヌカ、弱毒ウイルス、ショウガ、食用植物油（サラダ油を含みツバキ油を除く）、デキストリン、二酸化チタン、ニンニク、ネギの地上部、ビール類酵母分解物、ヒノキチオール、ヒバ油、ヒノキの葉、ヒバの葉、ホソバヤマジソ（シソ科）、わさび根茎、苦楝皮（クレンビ：センダンの皮）、月桃（ショウガ科ゲットウ）、酸性電解水、アルカリ性電解水、酒類（焼酎、ビール、ウィスキー、日本酒、ワイン）、食用デンプン類（ばれいしょデンプン、コーンスターチ、米デンプン、麦デンプン）、食用菌類（シイタケ、食用キノコ菌）、食用天然ハーブ精油、陳皮（ミカンの皮）、糖類（糖アルコール、糖タンパク質及び少糖類以下の単糖並びにトレハロース）、木酢液、竹酢液

◆特定農薬の検討対象としない資材（概要）

- ① 名称から資材が特定できないもの
 - ・廃油、高分子ポリマー、香料、乳化剤、粘着剤、安定剤、防腐剤、保存剤等
- ② 資材の原材料に照らし、使用量や濃度によっては農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがあるもの
 - ・使用方法によっては人畜又は水産動植物に対する安全性に懸念がある資材
ホルムアルデヒド、ナフタリン、ホウ酸、除虫菊、たばこ抽出物、石油等
 - ・人畜に有害な昆虫
オオスズメバチ、キアシナガバチ等
 - ・文献等により、毒性を有している可能性があると考えられる資材
ひとで、悪茄子、ツバキ油かす、木酢タール、大豆サポニン等
- ③ 法に規定する農薬の定義に該当しないもの
 - ・物理的防除
熱湯、UV カットフィルム、地中加温等
 - ・肥料
塩化カルシウム、ケイ酸カルシウム、硫酸マンガン等
 - ・その他提供された情報の通りの目的・方法で使用する限りにおいては、農薬に該当しないと判断される資材
アイガモ、アヒル、イタリアングラス、マリーゴールド、寒天、くず米、にがり等

5 飼料用作物の農薬登録に係る検査基準の見直し及び家畜代謝・残留試験ガイドライン導入

改正食品衛生法に基づくポジティブリスト制度が施行され、畜産物が残留農薬基準の設定対象とされたが、現行の農薬登録では、十分な検査基準とはなっていない。飼料用作物の農薬登録にかかる検査基準について、科学的知見に基づきポジティブリストにも対応しうよう見直しを行う。

新たな検査基準として、今後、関連通知(局長通知及び課長通知)を改正し、以下を主な内容とするガイドラインを導入する。(支部大会資料 P43～)

- 1) 飼料用作物の範囲の変更
- 2) 飼料用作物を用いた作物残留性試験
- 3) 家畜代謝試験
- 4) 家畜残留試験

6 水産動植物の被害防止に関する安全指導のための情報提供の改善 (「魚毒性分類」の削除)

水産動植物の農薬被害防止を図る観点から、農薬登録検査の際、魚類急性毒性試験及びミジンコ類急性毒性試験の結果に基づき農薬原体の毒性を評価する仕組みを創設。当該毒性はA、B、B-s、C(A→Cの順に毒性が強くなる)に4分類(以下、「魚毒性分類」)し、魚毒性分類に基づき使用上の注意事項について定めていた。

その後、原体のみならず製剤に関する評価も導入する等の改善がなされたものの、安全使用指導を行う都道府県、農協の指導者においては、以前として魚毒性分類が広く活用されている。

他方、リスクベースの新たな評価手法が導入され、順次、新評価法に基づく使用上の注意事項を定め、全製剤の9割が新評価法に基づく使用上の注意事項の記載に切り替わっている。

しかしながら、原体の魚毒性分類は、簡便でわかりやすいとのことから、依然として使用を継続されている。このため、『製剤のラベルに記載された使用上の注意事項』に即して対応するという原則との乖離が未解決の課題となっている。

具体的には、

- ①原体の評価では「A」、すなわち「水草動植物に影響がない」に相当するにもかかわらず、製剤では「水産動植物への影響を及ぼすおそれがある」のめ注意事項が付されている
- ②原体の評価では「C」、すなわち「水産動植物に影響を及ぼす」に相当するにもかかわらず、製剤では水産動植物への影響に関する注意事項が記載されていない

といった不整合な状況を招いている。

このような中、農業現場においても携帯電話等を用いて、農薬の登録情報を確認できるような環境が整備されつつある。

こうした現状にかんがみ、FAMIC 農薬検査部が今般、ホームページ上で製剤ごとに一貫性のある形で情報提供できるサイトを整備し、平成23年10月から運用可能となることから、農業現場においても、魚毒性分類ではなく、製剤ごとの注意事項に基づいた指導が可能となる。

ただし、都道府県の指導部局からは、魚毒性分類の継続を求める声もある。

以上のような状況を踏まえ、今後、以下のように対応する。

- 1) 新規有効成分については、平成23年度以降、製剤ごとの注意事項をホームページに掲載し、環境省の「水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定に関する評価書」にリンクし、水産動植物への影響に関するエンドポイントを示す。
- 2) 既登録の有効成分については、

①原体と製剤の評価結果の乖離が大きい主要なもの

②水田適用剤であって生産量の多いもの

について、優先して製剤ごとの注意事項を掲載することとし、平成 26 年中に全有効成分について変更を完了する。

また新規有効成分の場合と同様に、環境省の「水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定に関する評価書」がある有効成分について、当該評価書にリンクし、水産動植物への影響に関するエンドポイントを示す。

- 3) 既登録有効成分については、これまで掲載していた魚毒性分類と環境省による「水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定に関する評価書」とのリングが当面併記されることになるが、今回の新たな情報提供方式が定着した段階で魚毒性分類は削除する。(支部大会資料 P47～)

【FAMIC 農薬検査部資料より】

○ 魚毒性分類に代わる有効成分の水産動植物影響の情報の提供について

農薬対策室資料「水産動植物の被害防止に関する安全指導のための情報提供の改善について」を踏まえ、水産動植物への影響に関する情報の提供内容を変更する。

1. 水産動植物への影響に関する情報内容の変更及び変更時期について

- (1) 水産動植物に対する製剤の簡易リスク評価(S 値評価)に基づく製剤毎の注意事項及び容器洗浄液、空容器等に係る注意事項情報を HP で公表する。
- (2) 現在検査内容となっていない魚毒性分類は掲載しない。(H23 年度以降に新規有効成分として登録された有効成分)
- (3) 変更時期:平成 23 年 10 月 3 日

2. 提供される情報内容等について

- (1) 新規有効成分(平成 23 年 4 月以降に新規登録されたもの):魚毒性分類に代わり、水産動植物への影響に関する情報として、
 - ① 製剤毎に付されている 10 項(水産動植物に有害な農薬である場合)の注意事項情報(提供媒体:PDF、エクセル)
 - ② 当該製剤の有効成分に関する環境省評価書(環境省 HP へのリンク)情報を提供
- (2) 既登録有効成分:魚毒性分類は、当面、情報提供を継続※
ただし、当該有効成分の全製剤の S 値評価が終了した場合は、同注意事項情報(PDF、エクセル)&環境省評価書(HP リンク)を追加提供

※全製剤の注意事項情報の見直しが終了した後、魚毒性分類の掲載を止める予定。

(支部大会資料 P88～)

(参考)

魚毒性分類に代わる S 値評価と注意事項の対応

○ 魚毒性分類(ハザード評価;有効成分の毒性値のみでの区分)

農薬の有効成分の毒性(ハザード)であり、コイ及びミジンコを被験生物種とした原体毒性試験結果によりその有効成分の毒性の強さをランク付けするもの。

コイ*1 (LC50) ミジンコ*2(LC50)	$\geq 10\text{ppm}$	$0.5 < \text{LC50} < 10\text{ppm}$	$\leq 0.5\text{ppm}$
	A	B	C
$> 0.5\text{ppm}$	A	B	C
$\leq 0.5\text{ppm}$	B	B	C

*1: コイに対する毒性は曝露 48 時間後の LC50 値

*2: ミジンコに対する毒性は曝露 3 時間後の LC50 値

○ S 値評価(リスク評価;製剤の水中の最大曝露濃度に対する製剤毒性値の比で区分)

農薬(製剤)の毒性に使用量及び使用方法による曝露を加味したもの。

具体的には、被験生物種も水産動植物全体への影響をみるため、魚類、甲殻類及び藻類に対する製剤毒性と、農薬(製剤)の使用量から算出した環境中予測濃度との比を用い、水産動植物に対するリスク(注意事項の付加)を判断するもの。

S 値 = 製剤の水産動植物への毒性値(mg/L) / 10a 当たりの製剤の最大使用量を広さ 10a の水深 5cm の水層に溶かした場合の製剤濃度(mg/L)

* 10a 当たり水深 5cm の時の水量=5 万 L

使用する製剤の毒性値: 魚 類 LC50(96hr)
ミジンコ類 EC50 (48hr)
藻 類 EC50 (72hr)

注意事項は適用場所、生物種と S 値により異なる。

また、S 値評価が困難でハザード評価を実施しているものもある

(支部大会資料 P90～)

○ 魚毒性分類代替情報の活用法 (注意事項情報の具体的活用方法の提案)

—FAMIC のホームページの活用した注意事項情報の利用方法の説明が掲載されている—
(支部大会資料 P93～)

7 農薬の登録状況

平成 23 農薬年度（平成 22 年 1 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日）末現在の有効登録件数は 4,450 件、有効成分数 546 種類で、同農薬年度中の新規登録件数は 182 件、新たに登録された新規化合物は 12 種類（殺虫剤 5、殺菌剤 0、除草剤 6、その他 1）であった。

（支部大会資料 P49～）

農薬の登録件数等の推移

農薬年度 区分	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3
有効登録件数	5,059	4,922	4,781	4,535	4,369	4,241	4,341	4,361	4,516	4,450
新規登録件数	208	201	256	195	242	223	239	217	315	182
登録有効成分数	553	556	544	539	529	521	526	534	538	547
新規有効成分数	11	19	9	4	5	11	10	12	12	12
失効有効成分数	12	16	21	9	15	19	5	4	8	4

(1) 新規の有効成分含む農薬の登録状況（平成 22 年 10 月～平成 23 年 9 月）

一般名	農薬名	用途	主な適用の内容
S-メトラクロール	シバッチ乳剤	除草剤	日本芝（一年生雑草）
ピリフルキナゾン	コルト顆粒水和剤	殺虫剤	カンキツ（アブラムシ類、他）、他
サフラワー油（調合油の 1 成分）	サフオイル乳剤	殺虫剤	イチゴ（ハダニ類）、他
綿実油（調合油の 1 成分）	サフオイル乳剤	殺虫剤	イチゴ（ハダニ類）、他
1-メチルシクロプロペン	スマートフレッシュくん蒸剤	その他	（倉庫等施設内）りんご（収穫果実の熟期抑制）、他
ピリミスルファン	ベストパートナー1 キロ粒剤（他の単剤・混合剤あり）	除草剤	移植水稻（水田一年生雑草、他）
プロピリスルフロン	ゼータワン1 キロ粒剤（他の単剤・混合剤あり）	除草剤	移植水稻（水田一年生雑草、他）
グルホシネート P ナトリウム塩	ザクサ液剤	除草剤	かんきつ（一年生雑草、他）、他
スピネトラム（2 成分）	ディアナWDG（他の単剤・混合剤あり）	殺虫剤	りんご（キンモンホソガ、他）、他
メタミホップ	グラスホップ（他の単剤あり）	除草剤	日本芝（こうらいしば）（一年生イネ科雑草）、他
ホラムスルフロン	トリビュートOD	除草剤	日本芝（一年生雑草、他）

(2) 平成 23 農薬年度に登録失効した有効成分（平成 22 年 10 月～平成 23 年 9 月）

一般名	農薬名	用途	失効年月日
シュードモナス CAB-02	モミゲンキ水和剤	殺菌剤	H22.10.22
ジクロメジン	モンガード粉剤 DL	殺菌剤	H23.3.31
ポリアクリル酸ナトリウム	アロン A	展着剤	H23.7.14
FCP	ホクコーVC 乳剤	殺虫剤	H23.9.25

登録農薬の現状

(1) 剤型別用途別登数

平成 23 年 9 月 30 日 現在

用 途 剤 型		殺虫剤	殺虫殺菌剤	殺菌剤	除草剤	成長調整剤	殺そ剤	その他	合計	比 率 (%)
粉 剤		118	191	118	0	2	0	1	430	9.7
粒 剤		198	205	91	709	7	24	4	1,239	27.8
粉 粒 剤		5	5	6	37	2	0	0	55	1.2
水 和 剤		308	58	591	425	11	0	8	1,411	31.7
水 溶 剤		28	2	8	9	14	1	0	62	1.4
乳 剤		262	5	43	88	14	0	0	412	9.3
液 剤		59	15	40	168	33	1	1	317	7.1
油 剤		12	0	1	0	0	0	6	19	0.4
エ ア ゾ ル		20	14	2	0	0	0	0	36	0.8
ペースト剤		0	0	2	0	0	0	0	2	0.0
そ の 他		159	5	46	50	7	5	195	467	10.5
そ の 他 の 内 訳	くん煙剤	19	0	18	0	0	0	0	37	0.8
	くん蒸剤	51	5	0	0	1	0	0	57	1.3
	塗布剤	0	0	2	0	5	0	1	8	0.2
	微量散布剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	農薬肥料	0	0	0	2	0	0	67	69	1.6
	その他	89	0	26	48	1	5	127	296	6.7
合 計		1,169	511	948	1,486	90	31	215	4,450	-
比 率(%)		26.3	11.5	21.3	33.4	2.0	0.7	4.8	-	-

(注) 比率は小数点以下第 2 位を四捨五入により算出した

農薬登録の現状

(2) 急性毒性ランク別登録件数表

平成 23 年 9 月 30 日 現在

用 途	急 性 毒 性				合計	比率 (%)
	普通物	劇物	毒物	特定毒物		
殺 虫 剤	807	347	6	9	1,169	26.3
殺虫殺菌剤	469	42	0	0	511	11.5
殺 菌 剤	900	48	0	0	948	21.3
除 草 剤	1,470	13	3	0	1,486	33.4
植物成長調整剤	88	2	0	0	90	2.0
殺 そ 剤	24	7	0	0	31	0.7
そ の 他	215	0	0	0	215	4.8
計	3,973	459	9	9	4,450	-
比 率 (%)	89.3	10.3	0.2	0.2	-	-

(注 1) 本表での「普通物」は、毒・劇物に該当しないものを指している通称として用いた

(注 2) 比率は小数点以下第 2 位を四捨五入により算出した

(支部大会資料 P83～)

8 生産・流通

平成 22 農薬年度（平成 21 年 10 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日）における農薬の出荷は、前年度に比べ数量では、5.1 %減の 234 千 t 又は kl、金額では 3.3 %減の 3,533 億円となった。

（支部大会資料 P50～）

9 魚介類の残留農薬基準の設定

平成 18 年に実施された残留農薬の検査において、シジミ中から水田用農薬が基準値（一律基準値）を超えて検出され、出荷停止の事態を招いた。

このため、農林水産省では、止水期間の遵守、畦畔整備による漏水防止等の水管理の徹底を周知させるとともに、魚介類の基準値を設定するよう、88 農薬について厚生労働省あてに設定依頼を行い、これまでに 44 農薬の基準値が告示されている（平成 23 年 9 月末現在）。

（支部大会資料 P51～）

【告示された農薬】

アゾキシストロビン、イソプロチオラン、インダノファン、エスプロカルブ、エチプロール、エトフェンプロックス、オキサジアゾン、オキサジアルギル、オキサジクロメホン、オリサストロビン、カフェンストロール、カルプロバミド、クミルロン、クロマフェノジド、クロメプロップ、クロラントラニリプロール、ジクロシメット、ジチオピル、シメコナゾール、シラフルオフエン、ダイムロン、チアジニル、テブフェノジド、バクロブトラゾール、ピリブチカルブ、フェノキサニル、フェリムゾシ、フェントラザミド、ブタミホス、ブプロフェジン、フルトラニル、プレチラクロール、プロピリスルフロニル、プロモブチド、ペントキサゾン、ペンシクロン、ベンチオカーブ、ベンフレセート、メタアルデヒド、メトミノストロビン、メフェナセート、メプロニル、EPN、IBP

10 エンドスルファン(ベンゾエピン)の POPs 条約対象物質への追加決定に伴う対応

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)の第 5 回締約国会議が開催され、エンドスルファン（ベンゾエピン）を同条約の附属書に追加することが決定された。

これに伴い、この物質については、その製造・使用を廃絶することとなる。

農林水産省は、農薬としてのエンドスルファンの製造・販売・使用を禁止するため、農薬取締法第 9 条第 2 項に基づく「農薬の販売の禁止を定める省令」を改正する予定である（平成 24 年 4 月施行を想定）。

エンドスルファンを含む農薬は、平成 22 年 9 月 29 日付けで全ての農薬登録が失効しており、アグロカネショウ株式会社は、最終製造製品の有効期限が切れる平成 22 年 11 月から、自主回収を行っている。

販売禁止農薬は、その人畜又は環境への影響から販売が禁止されているものであり、その使用に対しては、農薬取締法上は無登録農薬の使用と同様に厳しく規制されている。改めて販売禁止農薬の使用禁止について周知するとともに、JA などの協力も得て農家に保管されている販売禁止農薬の発見・回収を進めるなどして、適正処理が徹底されるようお願いする。

（支部大会資料 P52～）

● 販売禁止農薬等の回収について

主旨

販売禁止農薬に、ベンゾエピン（エンドスルファン）が追加される予定。既に指定されているケルセン（ジコホール）と併せ、これらを含む農薬の回収を進めることに協力願いたい。

23 消安第 4597 号

平成 23 年 12 月 13 日

社団法人 緑の安全推進協議会会長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

販売禁止農薬等の回収について

農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項の規定によりその販売が禁止されている農薬(以下「販売禁止農薬」という。)については、法第 11 条の規定に基づきその使用も禁止されています。

ケルセン又はジコホールを含む農薬は、農薬の販売の禁止を定める省令(平成 15 年農林水産省令第 11 号。以下「省令」という。)の改正により、平成 22 年 3 月 31 日に販売禁止農薬に追加されましたが、その後、平成 22 年 4 月及び平成 23 年 9 月に当該農薬を誤って使用した事例が報告されています。一部の都道府県において、このことを受けて平成 22 年に農家等に対して改めて注意喚起を行い、当該農薬の回収を進めた結果、平成 17 年から 21 年にかけて全国から回収された量に匹敵する量の農薬が回収されています。

また、ベンゾエピン(別名:エンドスルファン)を含む農薬については、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」において製造、使用等を原則禁止する物質に追加することが決定されたことから、平成 23 年度末には販売禁止農薬に追加するよう省令の改正を行うことを予定しています。当該農薬が販売禁止農薬に追加された後に誤って使用されることを未然に防止するためには、事前に農家等に保有されている当該農薬の回収を進めていくことが望まれます。

ついては、ケルセン又はジコホールを含む農薬及びベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬について、緑の安全管理士等を通じて農家等の使用者に対して下記の事項が周知されるようご協力をお願いします。

記

1. ケルセン又はジコホールを含む農薬について

- (1) ケルセン又はジコホールを含む農薬(別紙 1)は販売禁止農薬であり、法第 11 条の規定に基づき、その使用も禁止されていること。
- (2) 当該農薬については、ダウ・ケミカル日本株式会社が法第 9 条第 4 項の規定に基づき回収を行っていること。
- (3) ダウ・ケミカル日本株式会社による回収は、当該農薬を購入した販売店又は最寄りの農業協同組合においてまとめて受け付けること

2. ベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬について

- (1) ベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬(別紙 2)は、今後、販売禁止農薬に追加される予定であり、それ以降は使用が禁じられることとなること。

(2)当該農薬については、販売禁止農薬に追加後、法第 9 条第 4 項の規定に基づく回収を行う必要があることから、事前にアグロ カネショウ株式会社が自主回収を開始していること

(3)アグロ カネショウ株式会社による回収は、当該農薬を購入した販売店又は最寄りの農業協同組合においてまとめて受け付けること

「別紙 1」、及び「別紙 2」は省略

● 「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について

主旨

飼料用米中の残留農薬については、「飼料として粳米を使用する場合は、出穂期以降に農薬を散布する場合は、家畜へは粳摺りをして給餌する。粳米のまま給餌する場合は、出穂期以降の農薬の散布は控える。」という指導が行われてきました。(みどりのたより第 47 号参照)

今般、粳米への農薬残留に係る新たな知見が得られた下記の農薬成分については、当該措置を要しない判断され課長通知が改正されました。

この改正により、課長通知の措置を必要としない農薬成分として PAP(フェントエート)、オキシロニック酸、オリサストロビン、クロマフェノジド、ペノキススラム、マラソン(マラチオン)、メトキシフェノジド、メプロニルが追加されました。

【課長通知】

23 消安第 4124 号

23 生畜第 1825 号

平成 23 年 11 月 17 日

社団法人緑の安全推進協会会長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

消費・安全局畜産安全管理課長

生産局農産部穀物課長

生産局畜産部畜産振興課長

「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について

現在、飼料用米中の残留農薬については、「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」(平成 21 年 4 月 20 日付け 21 消安第 658 号・21 生畜第 223 号関係課長通知。以下「課長通知」という。)に基づき、その低減化のための措置を講ずることによって安全の確保を図っているところ。

今般、粳米への農薬残留に係る新たな知見が得られた下記に掲げる農薬成分については、当該措置を要しないと判断したので、今後これらについては当該措置を求めないこととし、別添の通り課長通知を改正することとしました。これについて、貴団体傘下の会員に対し周知徹底をお願いします。

今後とも関係者と連携し粳米の農薬残留に係る知見を収集し、必要なデータが得られれば、適宜、本措置の見直しを行うこととしているので申し添えます。

記

新たに課長通知の措置を要しないとする農薬成分

PAP(フェントエート)、オキシリニック酸、オリサストロビン、クロマフェノジド、ペノキススラム、マラソン(マラチオン)、メトキシフェノジド、メプロニル

なお、課長通知の措置を要しない農薬成分(当該成分を含む)を含む剤は別紙のとおりであるので参照願います。

(別 添)

「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」(平成 21 年 4 月 20 日付け消安第 658 号・21 生畜第 223 号 消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局農業生産支援課長、畜産部畜産振興課長連名通知)一部改正新旧対照表

改正後	改正前
記	記
1.(1 略)	1.(略)
2.(略)	2.(略)
3.但し、以下の農薬成分については、上記 1 及び 2 の措置を要しない。 BPMC(フェノブカルブ)、DEP(トリクロルホン)、PAP(フェントエート)、アジメスルフロン、アゾキシストロビン、イソプロチオラン、エチプロール、オキシリニック酸、オリサストロビン、カルフェントラゾンエチル、クロマフェノジド、シハロホップブチル、チアメトキサム、チオファネートメチル、ヒドロキシイソキサゾール、フェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、プロベナゾール、ペノキススラム、マラソン(マラチオン)、メトキシフェノジド及びメプロニル	3.但し、以下の農薬成分については、上記 1 及び 2 の措置を要しない。 BPMC(フェノブカルブ)、DEP(トリクロルホン)、アジメスルフロン、アゾキシストロビン、イソプロチオラン、エチプロール、カルフェントラゾンエチル、シハロホップブチル、チアメトキサム、チオファネートメチル、ヒドロキシイソキサゾール、フェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラエル、プロベナゾール
[別紙] ○殺虫剤 BPMC 乳剤 BPMC 粉剤 BPMC・PAP 粉剤 DEP 乳剤 DEP 粉剤 PAP 乳剤 PAP 粉剤 エチプロール水和剤 エチプロール粉剤 エチプロール粒剤 クロマフェノジド水和剤 クロマフェノジド粉剤 チアメトキサム水和剤 ブプロフェジン水和剤 ブプロフェジン粉剤 ブプロフェジン粒剤 ブプロフェジン・BPMC 粉剤 マラソン乳剤 マラソン粉剤 マラソン・BPMC 乳剤 マラソン OBPMC 粉剤 メトキシフェノジド水和剤 メトキシフェノジド粉剤 ○殺菌剤 アゾキシストロビン水和剤	[別紙] ○殺虫剤 BPMCC 乳剤 BPMC 粉剤 DRP 乳剤 DEP 粉剤 エチプロール水和剤 エチプロール粉剤 エチプロール粒剤 チアメトキサム水和剤 ブプロフェジン水和剤 ブプロフェジン粉剤 ブプロフェジン粒剤 ブプロフェジン・BPMC 粉剤 ○殺菌剤 アゾキシストロビン水和剤

アゾキシストロビン粉剤 イソプロチオラン水和剤 イソプロチオラン乳剤 イソプロチオラン粉剤 イソプロチオラン粒剤 <u>オキシリニック酸水和剤</u> <u>オキシリニック酸粉剤</u> <u>オリサストロビン粒剤</u> チオファネートメチル水和剤 チオファネートメチル粉剤 ヒドロキシイソキサゾール液剤 フェリムゾン水和剤 フラメトピル水和剤 フラメトピル粉剤 フラメトピル粒剤 フラメトピル・プロベナゾール粒剤 フルトラニル水和剤 フルトラニル乳剤 フルトラニル粉剤 プロベナゾール粉粒剤 プロベナゾール粒剤 <u>メプロニル水和剤</u> <u>メプロニル粉剤</u> ○殺虫殺菌剤 エチプロール・イソプロチオラン粒剤 <u>エチプロール・オリサストロビン粒剤</u> チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤 ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤 ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤 ○除草剤 アジメスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトス ルフロン粒剤 カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤 シハロホップブチル乳剤 シハロホップブチル粒剤 フルセトスルフロン水和剤 フルセトスルフロン粒剤 <u>ペノキススラム水和剤</u>	アゾキシストロビン粉剤 イソプロチオラン水和剤 イソプロチオラン乳剤 イソプロチオラン粉剤 イソプロチオラン粒剤 チオファネートメチル水和剤 チオファネートメチル粉剤 ヒドロキシイソキサゾール液剤 フェリムゾン水和剤 フラメトピル水和剤 フラメトピル粉剤 フラメトピル粒剤 フラメトピル・プロベナゾール粒剤 フルトラニル水和剤 フルトラニル乳剤 フルトラニル粉剤 プロベナゾール粉粒剤 プロベナゾール粒剤 ○殺虫殺菌剤 エチプロール・イソプロチオラン粒剤 チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤 ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤 ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤 ○除草剤 アジメスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトス ルフロン粒剤 カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤 シハロホップブチル乳剤 シハロホップブチル粒剤 フルセトスルフロン水和剤 フルセトスルフロン粒剤
---	---

(別紙)

○殺虫剤 BPMC 乳剤、BPMC 粉剤、BPMC・PAP 粉剤、DEP 乳剤、DEP 粉剤、PAP 乳剤、PAP 粉剤、エチプロール水和剤、エチプロール粉剤、 エチプロール粒剤、クロマフェノジド水和剤、クロマフェノジド粉剤、チアメトキサム水和剤、ブプロフェジン水和剤、ブプ ロフェジン粉剤、ブプロフェジン粒剤、ブプロフェジン・BPMC 粉剤、マラソン乳剤、マラソン粉剤、マラソン・BPMC 乳剤、マ ラソン・BPMC 粉剤、メトキシフェノジド水和剤、メトキシフェノジド粉剤、 ○殺菌剤 アゾキシストロビン水和剤、アゾキシストロビン粉剤、イソプロチオラン水和剤、イソプロチオラン乳剤、イソプロチオラン 粉剤、イソプロチオラン粒剤、オキシリニック酸水和剤、オキシリニック酸粉剤、オリサストロビン粒剤、チオファネートメ チル水和剤、チオファネートメチル粉剤、ヒドロキシイソキサゾール液剤、フェリムゾン水和剤、フラメトピル水和剤、フラ メトピル粉剤、フラメトピル粒剤、フラメトピル・プロベナゾール粒剤、フルトラニル水和剤、フルトラニル乳剤、フルトラ ニル粉剤、プロベナゾール粉粒剤、プロベナゾール粒剤、メプロニル水和剤、メプロニル粉剤 ○殺虫殺菌剤 エチプロール・イソプロチオラン粒剤、エチプロール・オリサストロビン粒剤、チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤、 ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤、ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤、 ○除草剤 アジメスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤、カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン 粒剤、シハロホップブチル乳剤、シハロホップブチル粒剤、フルセトスルフロン水和剤、フルセトスルフロン粒剤、ペノキス スラム水和剤
--

● ゴルフ場における農薬使用者の農薬使用計画書の公表について

このほど、農林水産省から、ゴルフ場における農薬の使用状況について、平成 24 年度より、農薬使用計画書の提出されているゴルフ場のリストを農林水産省のホームページ上で公表するとともに、本省並びに出先機関である地方農政局等（全国 9 カ所）において農薬使用計画書の内容を一覧表に取りまとめたものを閲覧に供することとした旨連絡があった。

これは、「国民の声集中受付月間（第 1 回）」において提出された提案等への対処方針について」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）を踏まえ、検討した結果、ゴルフ場における農薬の使用状況に対する国民の関心が高いことから公表することとしたとするものです。

なお、同様の趣旨の通知は社団法人日本ゴルフ場事業協会理事長宛てにも発出されています。農林水産省及びその出先機関において閲覧に供する資料のイメージは次のとおりです。

閲覧用の農薬使用計画書一覧（イメージ）

ゴルフ場名	住所	農薬の種類名	用途	使用方法	使用対照（※）
〇〇〇ゴルフ倶楽部	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇・〇〇水和剤	殺菌剤	散布	芝（G）
		〇〇液剤	殺虫剤	樹幹注入	樹木
□□□ゴルフコース	□□県□□市□□	・ ・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

※ G：グリーン、T：ティー、F：フェアウェイ、R：ラフ
＊詳細は、当協会のホームページをご覧ください。

● ゴルフ場における農薬使用計画書の作成・提出に当たっての留意事項

農薬取締法第 12 条第 1 項の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省、環境省令第 5 号）が制定されていますが、ゴルフ場において農薬を使用する者が、提出する農薬使用計画書の作成・提出に当たっての留意事項が示されました。

ゴルフ場における農薬使用計画書の作成・提出に当たっての留意事項

1. 対象ゴルフ場

ホール数が 18 ホール以上のゴルフ場であってホールの平均距離が 100 メートル以上のもの又はホール数が 9 ホール以上 18 ホール未満のゴルフ場であってホールの平均距離が概ね 150 メートル以上のものにおいて農薬を使用しようとする者は、毎年度、農薬を使用しようとする最初の日までに、農薬使用計画書を農林水産大臣に提出すべきこととされています。

2. 農薬使用計画書の記入様式

農薬使用計画書の様式は別添 1 のとおりであり、農林水産省のホームページでも公開しています（http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_topics/siyo_keikaku.html）。使用する農薬については、商品名、有効成分名等を記入いただくこととしていますが、使用を予定している農薬が登録農薬であることを使用者自ら確認していただくためにも、商品名に括弧書きで農薬の登録番号を併記することを奨励しております。（別添 1 は省略しています）

3. 閲覧用資料の項目

農林水産省及びその出先機関において閲覧に供する資料には、ゴルフ場の名称、住所、農薬の種類名、用途、使用方法及び使用対象を記載することとしており、資料のイメージは別添 2 のとおりです。

（別添 1 は省略しています。別添 2 は前の記事「ゴルフ場における農薬使用者の農薬使用計画書の公表について」に記載した「閲覧用の農薬使用計画書一覧（イメージ）」です。）

● 有機農産物の日本農林規格の見直しについて

農林水産省は、有機農産物の日本農林規格の見直しを進めています。

今回の見直しの内容は、①きのこ類は、他の農産物とは生産の方法が異なることから、きのこ類の栽培場の定義、種菌及び栽培場における栽培管理の基準について明記する、②有機種苗の入手が困難な場合等に使用する有機以外の種苗の基準を厳格化する。③使用可能な肥料及び土壌改良資材、農薬及び調製用資材について、生産の実情、国際的な規格等を考慮して追加及び削除する等です。

今回の見直しの中で使用可能な農薬として、天敵等生物農薬・銅水和剤、炭酸カルシウム水和剤、ミルベメクチン乳剤、ミルベメクチン水和剤、スピノサド水和剤、スピノサド粒剤、還元澱粉糖化物液剤の追加が検討されています。

(参考)

有機農産物について

1 規格の位置付け

有機農産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用したほ場において生産すること等を規定しており、栽培方法に明確な特色があると認められることから、「特色規格」として位置付けられる。

2 生産状況及び規格の利用実態

有機農産物の認定生産行程管理者数 : 2,137

有機農産物の認定外国生産行程管理者数 : 813

(参考：全国農家数：1,679,000)

注：認定（外国）生産行程管理者数は、平成23年5月末現在において報告があったものについて平成23年3月31日分まで集計した数

全国農家数は、農業構造動態調査結果の農業経営体数（平成23年2月1日現在）



左記の有機 JAS マークは、太陽と雲と植物をイメージしたマークです。農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された食品を表しており、農産物、加工食品、飼料及び畜産物に付けられています。

有機食品の JAS 規格に適合した生産が行われていることを登録認定機関が検査し、その結果、認定された事業者のみが有機 JAS マークを貼ることができます。

この「有機 JAS マーク」がない農産物と農産物加工食品に、「有機」、「オーガニック」などの名称の表示や、これと紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されています。

有機農産物格付数量

(単位：トン)

区 分	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	国内で格付	外国で格付	国内で格付	外国で格付	国内で格付	外国で格付
野菜	36,164	173,819	37,644	167,230	36,854	188,633
果実	2,050	76,622	2,436	24,593	2,506	85,255
米	11,278	13,896	11,565	32,398	10,976	14,558
麦	883	83,230	782	7,059	890	8,005
大豆	1,318	93,878	939	90,371	1,035	103,784
その他豆類	186	25,424	141	40,008	117	40,043
雑穀類	62	25,241	168	15,670	74	33,090
緑茶（荒茶）	1,754	255	1,873	5	2,088	780
その他茶葉	6	587	10	227	84	755
コーヒー生豆	0	6,866	0	4,636	0	8,622
ナッツ類	0	8,263	0	13,600	1	14,446
さとうきび	25	1,366,243	7	212,674	14	238,866
こんにゃく芋	1,104	869	932	385	993	445
パームフルーツ	0	64,833	0	60,198	0	78,157
カエデの樹液	—	—	—	—	0	43,095
その他の農産物	1,333	41,237	845	35,151	783	11,409
計	56,164	1,981,262	57,342	704,204	56,415	869,943

注：外国で格付された有機農産物は、主に外国で有機加工食品の原材料として使用されている。また、有機農産物として日本以外に輸出されたもの及び有機加工食品以外の食品に加工されたものも含まれる。

農産物の国内総生産量及び有機格付数量

(単位：トン)

区 分	平成21年度			平成22年度		
	総生産量	国内格付数量	有機の割合	総生産量	国内格付数量	有機の割合
野菜	15,958,000	37,644	0.24%	11,733,000	36,854	0.31%
果実	3,379,000	2,436	0.07%	2,937,000	2,506	0.09%
米	8,474,000	11,565	0.14%	8,554,000	10,976	0.13%
麦	853,000	782	0.09%	732,000	890	0.12%
大豆	230,000	939	0.41%	223,000	1,035	0.46%
緑茶（荒茶）	86,000	1,873	2.18%	85,000	2,088	2.46%
その他の農産物	108,000	2,103	1.95%	125,000	2,065	1.65%
計	29,088,000	57,342	0.20%	24,389,000	56,415	0.23%

注：総生産量は食料需給表（確定値）（緑茶（荒茶）の総生産量は農林水産省統計部の公表値）

他法令等での引用：酒類における有機等の表示基準

（平成12年12月26日国税庁告示第7号）

3 将来の見通し

国内の有機の割合は微増傾向にあり、今後も同様な傾向が続くと考えられる。

4 国際的な規格の動向

国際的な規格として、コーデックスの「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に関するガイドライン」（1999年制定）がある。

コーデックス食品表示部会において、使用可能資材としてスピノサド、炭酸水素カリウム、オクタン酸銅等を追加する案が検討されている。

「農林物資規格調査会 総会（平成 23 年度 第 3 回）」資料から抜粋。

有機農産物についての詳細は

http://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/pdf/120131_sokai_f.pdf

を参照願います。

● 肥料用消石灰の警告表示による注意喚起について

主旨

肥料用消石灰が眼に入り左眼を失明するという事故が起きたことを踏まえ、肥料用消石灰、生石灰、過りん酸石灰について、生産業者・輸入業者に注意表示などを容器包装に添付するよう依頼するもの。

【課長通知】

23 消安第 3556 号
平成 23 年 10 月 6 日

肥料関係事業者団体 御中

大臣登録業者(生石灰、消石灰、過りん酸石灰) 御中

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

肥料用消石灰の警告表示による注意喚起について

今般、農作業中に肥料用消石灰が眼に入り左眼を失明するという事故が起きたところです。

肥料を取り扱う業界団体は、消石灰などアルカリ性が強く目などに入ると危険である肥料について、商品の容器包装に注意事項や警告表示を記載するよう生産する事業者に指導しているところですが、このような記載のない商品も販売されている状況にあることは大変遺憾です。

このため、肥料用消石灰、生石灰、過りん酸石灰については、今後の被害を防止する観点から、生産業者・輸入業者においては、別添の注意表示の例を参考に、取扱いについての警告文や絵表示、さらには事故に遭った際の応急処置等の注意表示をわかりやすく容器包装に添付するようお願いいたします。また、販売業者においては、小分けして製品を再包装する際、同様に注意表示するとともに、表示がない場合は注意表示を添付の上、販売していただきますようお願いいたします。

ます。

また、形状、pH 等から同様の事故につながる可能性がある肥料についても、表示の必要性について点検いただきますようお願いいたします。

省略「別添の注意表示の例」

● 全国の野生鳥獣類による農作物被害状況について(平成 22 年度)

農林水産省は、平成 22 年度の野生鳥獣類による農作物被害について、全国の被害状況を取りまとめました。

被害状況の概況

1. 鳥獣による平成 22 年度の農作物被害については、被害金額が 239 億円で前年度に比べ 26 億円（対前年比 12%）増加、被害面積が 11 万 ha で前年度に比べ 8 千 ha（対前年比 8%）増加、被害量が 74 万 t で前年度に比べ 11 万 6 千 t（対前年比 19%）増加しています。
2. 主要な獣種別の被害金額については、シカが 77 億円で前年度に比べ 7 億円（対前年比 10%）増加、イノシシが 68 億円で前年度に比べ 12 億円（対前年比 22%）増加、サルが 19 億円で前年度に比べ 2 億円（対前年比 12%）増加しています。

注：平成 22 年度野生鳥獣類による農作物被害状況については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県内の 13 市町村において、調査が困難であったことから、当該市町村を除いた数値です。

（別添）

全国の野生鳥獣類による農作物被害状況(平成22年度)

(単位:千ha、千t、百万円)

単位：千ha、千t、百万円

区 分		被害面積	対前年度	被害量	対前年度	被害金額	対前年度
鳥 類	カラス	10.2	▲ 0.1	22.6	3.3	2,287	▲ 16
	ヒヨドリ	3.0	1.2	6.2	3.1	1,084	587
	スズメ	4.0	▲ 0.9	1.6	▲ 0.5	476	▲ 38
	カモ	0.7	▲ 1.7	1.8	▲ 1.1	559	▲ 40
	ムクドリ	1.6	▲ 0.0	1.0	▲ 0.2	390	▲ 26
	ハト	1.3	▲ 0.2	2.5	▲ 0.4	208	▲ 44
	その他鳥類	1.2	0.3	2.2	0.2	264	▲ 182
	計	22.1	▲ 1.5	37.9	4.4	5,267	240
獣 類	イノシシ	14.1	1.7	42.6	6.5	6,799	1,209
	シカ	63.6	6.5	613.4	100.1	7,750	691
	サル	4.8	0.5	8.5	0.4	1,854	205
	クマ	0.9	0.2	19.8	3.3	528	192
	ハクビシン	1.1	0.1	1.8	0.4	377	59
	タヌキ	0.5	▲ 0.0	0.9	▲ 0.6	187	▲ 15
	ネズミ	0.5	▲ 0.1	1.7	0.1	117	▲ 56
	カモシカ	0.2	▲ 0.0	4.0	0.8	357	37
	アライグマ	0.8	0.5	1.8	0.3	352	74
	ヌートリア	0.5	0.1	0.3	▲ 0.1	99	▲ 15
	ウサギ	0.3	▲ 0.0	0.7	▲ 0.1	67	▲ 27
	その他獣類	0.6	0.3	2.7	0.9	195	27
	計	88.0	9.7	698.1	112.0	18,682	2,382
合 計		110.1	8.2	736.0	116.4	23,949	2,622

(注) 1. 都道府県の報告による(都道府県は、市町村からの報告を基に把握を行っている)。

2. ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

(参考)

野生鳥獣による農作物被害の推移（鳥獣種類別）

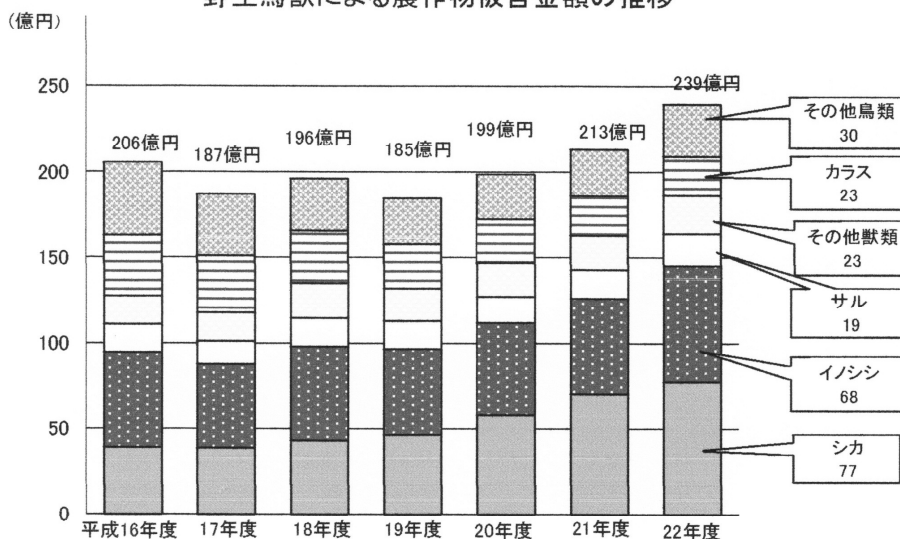
(単位：千ha、百万円、%)

		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		面積	金額	面積	金額	面積	金額 (シェア)
鳥類	カラス	17.1	2,539	10.3	2,303	10.2	2,287 (43.4)
	ヒヨドリ	2.3	580	1.9	497	3.0	1,084 (20.6)
	スズメ	6.1	619	4.9	514	4.0	476 (9.0)
	カモ	2.5	560	2.4	599	0.7	559 (10.6)
	ムクドリ	2.0	381	1.6	416	1.6	390 (7.4)
	ハト	2.1	281	1.5	252	1.3	208 (3.9)
	その他鳥類	0.9	205	0.9	446	1.2	264 (5.0)
	小計	32.9	5,165	23.6	5,027	22.1	5,267 (100.0)
獣類	イノシシ	12.4	5,376	12.4	5,590	14.1	6,799 (36.4)
	シカ	44.8	5,816	57.1	7,059	63.6	7,750 (41.5)
	サル	4.3	1,542	4.3	1,649	4.8	1,854 (9.9)
	クマ	1.5	363	0.8	336	0.9	528 (2.8)
	ハクビシン	0.8	319	0.9	319	1.1	377 (2.0)
	タヌキ	0.5	212	0.5	202	0.5	187 (1.0)
	ネズミ	0.8	164	0.6	174	0.5	117 (0.6)
	カモシカ	0.4	359	0.2	319	0.2	357 (1.9)
	アライグマ	0.3	196	0.4	279	0.8	352 (1.9)
	ヌートリア	0.5	124	0.4	113	0.5	99 (0.5)
	ウサギ	0.5	98	0.3	93	0.3	67 (0.4)
	その他獣類	0.4	152	0.3	168	0.6	195 (1.0)
	小計	67.2	14,720	78.3	16,300	88.0	18,682 (100.0)
	合計	100.1	19,886	101.9	21,327	110.1	23,949

注1：都道府県の報告による(都道府県は、市町村からの報告を基に把握を行っている)。

注2：ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

野生鳥獣による農作物被害金額の推移



注1：都道府県の報告による(都道府県は、市町村からの報告を基に把握を行っている)。

2：ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

● ナラ枯れ被害調査の結果について（速報値）

林野庁は、近年、ナラ枯れ被害が増加していることから、平成23年9月を「ナラ枯れ被害調査強化月間」として被害状況の調査を実施し、平成23年10月末時点における全国の被害発生状況（速報値）を取りまとめました。

11年度は全国で15万7400立方メートルと、過去最悪だった10年度から52%減少した。林野庁は、11年度は冬季の気温が低めで病原菌を媒介する虫が少なかったほか、夏季の雨が多く感染しても木が枯れにくかったと分析している。

ナラ枯れ被害量

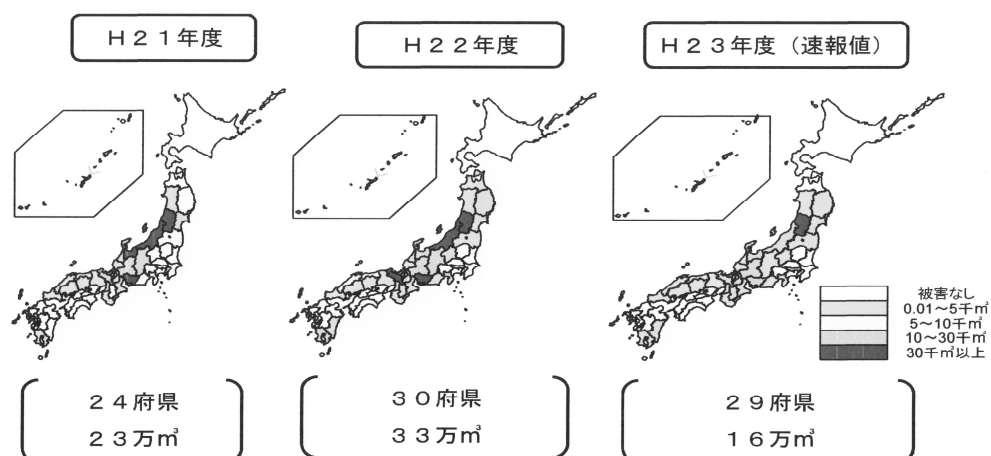
ナラ枯れ被害について

ナラ枯れ被害は、大量のカシノナガキクイムシがナラ・カシ類の幹に穴をあけてせん入し、体に付着した病原菌（ナラ菌）を多量に樹体内に持ち込むことにより発生する樹木の伝染病によるものです。

ナラ枯れ被害状況とその特徴

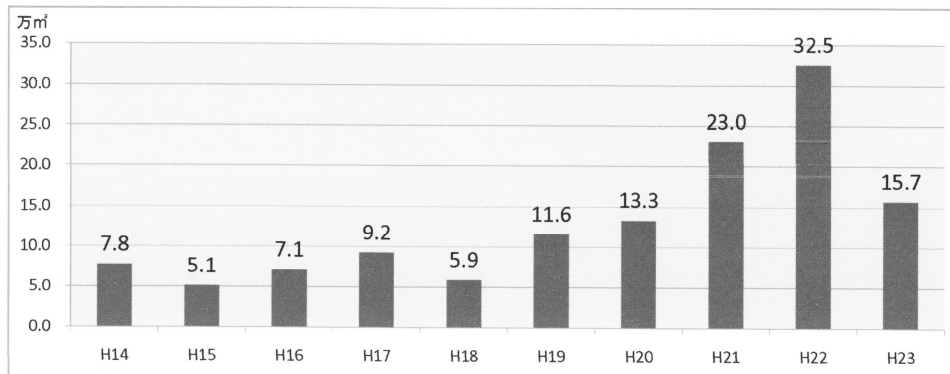
- (1) 全国のナラ枯れ被害量(速報値)は、前年度と比較して大きく減少し、約16万立方メートル。但し、一部地域では被害が増加しました。
- (2) 平成22年度に被害が発生した青森県において被害が報告されなかったため、29都府県で被害が発生しています。

○ ナラ枯れ被害量（発生都道府県数）の推移



※都道府県別の被害量は、民有林・国有林の県別被害量の計である。

「ナラ枯れ」被害の現状について（被害材積）



・全国の年度別被害材積の推移

(千m³)

	H19	H20	H21	H22	H23(速報値)	対前年度比(%)
青森	—	—	—	0.0	—	皆減
岩手	—	—	—	—	0.0	皆増
宮城	—	—	0.1	0.3	0.3	110
秋田	0.0	0.0	0.1	0.3	2.3	909
山形	6.1	10.2	40.6	55.1	33.1	60
福島	4.1	4.0	5.1	4.1	3.2	79
群馬	—	—	—	0.0	—	皆減
東京	—	—	—	4.2	0.1	3
新潟	19.5	24.8	35.0	43.3	8.5	20
富山	26.8	23.5	32.6	19.5	2.0	10
石川	7.8	2.9	2.9	14.9	2.3	15
福井	2.7	1.8	1.5	2.7	1.9	70
長野	3.1	7.5	10.7	10.6	3.7	35
岐阜	2.3	3.2	14.1	25.9	13.8	53
静岡	—	—	—	0.0	0.0	100
愛知	2.1	2.4	35.5	41.4	26.1	63
三重	0.2	0.2	0.2	1.0	1.1	118
滋賀	4.0	1.6	1.2	4.5	2.1	47
京都	15.8	22.0	23.8	37.4	17.8	48
大阪	—	—	0.1	0.4	0.8	181
兵庫	0.7	0.7	0.8	2.7	1.9	71
奈良	—	—	—	0.2	0.2	102
和歌山	0.0	0.0	0.1	0.2	0.4	201
鳥取	1.3	1.8	3.0	6.3	3.5	56
島根	0.7	1.1	2.3	8.4	3.7	44
岡山	—	—	0.0	0.1	0.1	119
広島	0.0	0.0	0.2	2.4	0.9	36
山口	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	59
鹿児島	9.5	0.1	0.1	15.5	0.8	5
民有林計	106.9	107.9	210.0	301.3	130.6	43
国有林	9.4	25.5	20.1	23.8	26.8	113
合計	116.2	133.3	230.1	325.1	157.4	48

1 民有林については、都道府県からの報告による。

2 国有林(官行造林地を含む。)については、森林管理局からの報告によるものであり、都道府県別には資料3のとおり。

3 都道府県ごとに単位以下第二位を四捨五入した。四捨五入により合計と一致しない場合がある。

● ナラ枯れに立ち向かうー 被害予測と新しい防除法ー

(独立行政法人 森林総合研究所パンフレットより)

独立行政法人森林総合研究所は、年々増加する傾向にある「ナラ枯れ」について、従来の単木的な防除手法に加えより広域的で面的な対策の研究の成果をまとめて、パンフレット「ナラ枯れに立ち向かう ～ 被害予測と新しい防除法～」を作成し、公表しています。

パンフレットについて

ナラ枯れは、「第二の松くい虫」とも言われるほど大きな被害をもたらしている。

ナラ枯れの対策は、従来の単木的な処理からより広域的で面的な対策が求められている。

紹介する防除技術は、まだ試験開発途上のものであり、防除資材のなかにはまだ一般には入手できなかったり使用できないものも含まれている。また、地域や林相の違いもあり、すべての場所での効果が保証されているものでもない。

今後の研究によって、これらの問題を克服し、有効なナラ枯れ防除法を実用化したいと願っている。

I 樹木の伝染病「ナラ枯れ」

ナラ枯れによるミズナラやコナラ等の集団枯損は、北海道など一部の地域を除きほぼ日本全土、29都道府県(2011年3月現在)で発生が確認されている。ナラ枯れは決して新しい生物被害というわけではない。しかし、1980年代以降被害が急激に拡大し、天然広葉樹林にとって最悪の生物被害の一つとなっている。

ナラ枯れは糸状菌(カビの仲間)の1種、*Raffaelea quercivora*(通称「ナラ菌」)による伝染病。この病原菌を木から木へ運ぶのがカシノナガキクイムシ(「カシナガ」)と呼ばれる甲虫。

カシナガは樹幹の辺材部に深い孔道を掘りますが、このときナラ菌が木の内部に侵入する。カシナガの集中攻撃を受けた木では、葉がしおれて垂れ下がり、さらには赤褐色に変色する。これはナラ菌の作用によって道管での樹液流が停止し「水切れ」を起こすから。

被害の特徴

カシナガの集中攻撃を受けた木では、幹に爪楊枝ほどの直径の孔が多数あき、そこから大量のフラス(木くずと虫の排泄物が混じったもの)が排出され、根元に溜まる。

ナラ枯れによる枯損は、一般に梅雨明け後、7月中旬から8月にかけて発生することが多い。

II ナラ枯れと植生

被害樹種

ナラ枯れの被害を最も受けやすいのは、ブナ科コナラ属(*Quercus*)に属するミズナラやコナラで大径木ほどカシナガが穿入しやすく枯死しやすい傾向がみられる。

なお、アベマキやクリ、常緑のスダジイやマテバシイなど常緑のブナ科樹木での被害も知られている。

被害発生警戒マップ

本州全土について、植生を色分けし、ナラ枯れが発生しやすいミズナラやコナラを主体とする森林がある場所をわかりやすく示した。ミズナラ林は青森県から京都府までの広い範囲にわたって分布し、中国地方の中央部にも存在しており、そのミズナラ林の周辺には、コナラ林が存在している。

実際、これらのミズナラ林・コナラ林で、ナラ枯れ被害が発生している。

III ナラ枯れハザードマップ

ナラ枯れの予測

ナラ枯れも激害化すると防除は非常に難しいので、被害状況を迅速に把握し初期段階で防除を行うことが大切。そのためには、被害地を予測することが必要。

植生のデータに加え、今までの被害拡大のデータを用いて「ナラ類枯損予測モデル」を作成した。

ハザードマップ

予測された翌年の被害地と実際の被害地とを比べたところ、被害予測はかなり精度が高いことがわかった。さらに、東北地方のカシナガの遺伝的な組成の違いを調べたところ、カシナガは50Kmを超えて行き来しないと考えられるので、50km以上を虫が飛んで突然被害が広がることはまずない。被害発生予測マップ（ハザードマップ）で新しい被害地を予測し、微害段階での防除が可能になる。

IV 防除は微害のうちに

初期防除の重要性

ナラ枯れも放置すれば被害は拡大する。できるだけ早く防除しなければならない。1ha 当たりの被害本数が1～10本未満の微害であれば、林分全体を守る面的防除を目指すことができる。

被害予測を役立て、被害が数十km以内に迫ってきたら、監視を強化し、翌年の被害地を「ナラ類枯損予測モデル」で予測し迅速な防除体制作りが必要。

具体的な防除技術

これまでに、駆除方法としてはNCSによる燻蒸処理、伐倒焼却、チップ化处理等が、また予防法としては、シート被覆、樹幹塗布剤・殺虫剤の塗布などが行われてきた。

ここでは初期被害地（微害地）防除を念頭に置き、①殺菌剤の樹幹注入法、②カシナガの合成フェロモン剤を利用した「おとり木トラップ法」、および③おとり丸太法によるカシナガの駆除・低密度化について、紹介する。

V 殺菌剤の樹幹注入（予防）

カシナガが穿入する前に、殺菌効果の高い薬剤を樹幹に注入しておくことで、カシナガが穿入しても材内の菌類が死滅、もしくはその繁殖が抑制されるため、木を枯損から守ることができる。

この方法は、守りたい地域・樹木を効果的に枯死から防ぐ方法と言える。現在、ナラ枯れ用に農薬登録された殺菌剤が2社から販売されている。実際の施用では以下のような注意点がある。

①殺菌剤の注入は開葉期からカシナガ初発の2、3週間を目安に行う、②腐れ・節等、殺菌剤が注入されにくい場所を避けて幹に穴を開ける、③注入後のボトルには空気孔を開ける、④根曲がり木等では樹幹内での薬液の拡散・浸透がよくないため、効果が無い場合がある。

殺菌剤の樹幹注入は時期や接種方法等を正しく行えば、ナラ類に対して高い防除効果が期待できるが、未被害の健全木を守るためのものなので、被害を受けた後から施用しても効果がない。

VI-1 おとり木トラップ法（駆除）

カシナガの大量誘殺

おとり木トラップ法は、殺菌剤樹幹注入を含む、次の三つを組み合わせる、新しいカシナガ防除法。①殺菌剤、②カシナガの集合フェロモン、③樹木から出る匂い。

おとり木であるナラ類にカシナガを大量におびき寄せることで、ナラ類を守りながらカシナガも同時に駆除する方法で、カシナガ密度の低い地域で特に効果が期待できる。

おとり木トラップの原理

カシナガが仲間を呼び集める集合フェロモンは、単独ではあまり誘引効果が高くないが、樹木から出る匂い成分とフェロモンとを組み合わせると、格段に誘引効果が高まる。

そこで、集合フェロモンを装着したナラ類（おとり木）にドリルで穴を開けて樹木の匂い成分も同時に発散するようにする。これによって相当数のカシナガがおとり木に穿孔する。いったん誘引されたカシナガは、自分たちでも集合フェロモンを放出するので、誘引数はさらに高まる。おとり木そのものがカシナガのトラップになる。

おとり木にはあらかじめ殺菌剤を注入し（殺菌剤の樹幹注入参照）、カシナガが穿孔しても木が枯れないようにしておく。また穿孔したカシナガも繁殖できず、個体数を増やすことができない。このように、おとり木を複数設けることによって、林内のカシナガの数を減らし、枯損本数も減らすのが「おとり木トラップ法」の原理。（集合フェロモンはまだ農薬登録されていないため、一般にはまだ使えません（2011年3月現在）。）－「おとり木トラップ法」は特許申請中。－

VI-2 おとり木トラップ法の施用法と効果

おとり木トラップの施用例（省略）

枯損防止効果（省略）

IV-3 おとり丸太法（駆除）

おとり丸太法

この方法は、健全なナラの木を切って丸太を作り、木口から発生する木の匂いと、集合フェロモン剤を利用してカシナガを誘引する方法。

殺菌剤は使わないが、初期被害が発生した場合に、隣接するスギ林など被害を受けない林分内におとり丸太をおいてカシナガを誘引する事ができる。

丸太を林道付近に集積しておけば、設置と回収時の手間が少なくてすむ。カシナガを誘引した丸太は、新成虫の羽化前に完全に殺虫する。未被害地へ被害丸太の移動は厳禁。

方法

①丸太の規格

健全なナラ類を5～6月に伐採して1～2mにし、末口10cm以上の丸太を使用。

②設置デザイン

井桁組か、はい積とし、そこにフェロモン剤を装着。

③設置箇所

スギ林などの林床を利用するなど、なるべく陽光が直接あたらないような場所で丸太の乾燥を防ぎ林道等の周辺に配置して処理しやすくする。

本法の詳細は

<http://www.ffpri.affrc.go.jp/pubs/chukiseika/documents/2nd-chukiseika19.pdf>
を参照願います。

● 平成23農薬年度ゴルフ場・緑地向け農薬出荷実績（平成23年12月1日）

ゴルフ場・緑地分野での農薬の出荷実績は、数量が6,371ton・kℓ（前年比 ▲116ton・kℓ(98.2%)）、

金額は24,466百万円（前年比▲91百万円（99.6%））で、数量、金額とも前年より下回った（微減）。内容は、殺虫剤は数量増の金額減、殺菌剤は数量、金額ともに増加したが、除草剤は数量、金額ともに減。ここ数年伸長してきた植調剤、その他分野（主として殺そ・殺藻剤）および農薬肥料は何れも数量、金額ともに減少した。用途別では、芝分野では数量、金額ともほぼ前年並みであったが、樹木分野では数量増であったが、金額減、緑地分野は数量、金額ともに減であった。（報告会社:34社）。

①出荷数量 平成22年10月～23年9月

種 別	用 途 別 販 売 数 量 (ton,kl)							
	芝	前年比	樹木	前年比	緑地	前年比	合計	前年比
殺 虫 剤	657	99.9	434	113.6	1	121.6	1,092	105.0
殺 菌 剤	886	103.6	1	94.4	-	-	887	103.5
除 草 剤	1,052	101.2	8	113.1	3,085	95.1	4,145	96.7
植 調 剤	25	145.0	1	85.8	26	74.2	52	97.7
農薬肥料	104	77.8	0	-	0	-	104	77.8
そ の 他	62	75.6	29	79.6	0	-	91	76.8
合計	2,787	100.2	473	110.7	3,112	94.9	6,371	98.2

②出荷金額 平成22年10月～23年9月

種 別	用 途 別 販 売 金 額 (百万円)							
	芝	前年比	樹木	前年比	緑地	前年比	合 計	前年比
殺 虫 剤	2,129	96.1	3,491	99.1	3	100.0	5,623	97.9
殺 菌 剤	6,012	108.5	4	80.0	0	0	6,016	108.5
除 草 剤	9,106	97.8	11	110.0	2,731	95.8	11,848	97.3
植 調 剤	449	101.4	11	84.6	194	90.7	654	97.6
農薬肥料	33	78.6	0	-	0	-	33	78.6
そ の 他	234	74.3	59	79.7	0	-	293	75.3
合計	17,963	100.5	3,576	98.6	2,928	95.5	24,467	99.6

● 病虫害発生予察情報「特殊報」について

農林水産省及び都道府県は、農作物の生育状況などを調査して、これに基づく情報を関係者に広く提供する「病虫害発生予察事業」を実施しています。

「発生予察情報」には、病虫害の発生に関する情報を定期的に発表される「発生予報」、病虫害が大発生することが予想され、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表される「警報」、警報を発表するほどではないが、重要な病虫害が多発することが予想される場合に発表される「注意報」及び、それまで未発生の病虫害を発見した場合、重要な病虫害の生態及び発生消長に特異な現象が認められた場合に速やかに発表される『特殊報』があります。

平成23年9月以降、都道府県が発表している『特殊報』は下記のとおりです。

平成 23 年 各都道府県が発表した病虫害発生予察情報『特殊報』（23 年 9 月～）

日付	府県名	作物	病虫害
23.9.6	岩手県	リンドウ	キオビトガリメイガ
9.6	岩手県	りんご	ヒメボクトウ
9.13	佐賀県	日本ナシ	チュウゴクナシキジラミ
9.14	三重県	キズタ属観葉植物	アカアシカタゾウムシ属 Trachycyrtus 亜属の未記載種
9.14	千葉県	なし	ナシシンクイタマバエ
9.15	岐阜県	りんご	リンゴハナゾウムシ
9.20	島根県	すもも	スモモ斑入果病
10.5	静岡県	ナシ	フタモンマダラメイガ
10.6	熊本県	トマト	トマト黄化病
10.14	千葉県	サツマイモ、ゴボウ	アワダチソウグンバイ
10.14	長野県	クロスグリ	スグリコスカシバ
10.14	千葉県	日本ナシ	ナシ萎縮病
10.14	滋賀県	キャベツ、ブロッコリー	トビイロシワアリ
10.26	埼玉県	ナシ	チャノキイロアザミウマ
10.26	滋賀県	水稻、大豆、野菜類、果樹類	ミナミアオカメムシ
10.27	秋田県	スイカ	スイカ炭腐病
11.4	東京都	茶	チャトゲコナジラミ
11.8	佐賀県	キウイフルーツ	キクビスカシバ
11.8	高知県	ブルースター（ルリトウワタ）	ブルースター青枯病
11.10	岡山県	ニンニク	イモグサレセンチュウ
11.17	神奈川県	キュウリ	キュウリ退緑黄化病
11.18	富山県	トマト	タバココナジラミ バイオタイプ Q
11.21	北海道	ぶどう	ブドウつる割細菌病
11.21	山口県	アブラナ科野菜	トビイロシワアリ
11.28	群馬県	アジサイ	アジサイ葉化病
11.29	北海道	秋播小麦、春播小麦	クレソキシムメチル耐性コムギ赤かび 病菌
11.30	熊本県	チャ	チャトゲコナジラミ
12.5	宮城県	イチジク	イチジク株枯病
12.19	埼玉県	大麦及び小麦	ムギ類黒節病
12.21	東京都	シカクマメ	クロメンガタスズメ
12.22	京都府	ナシ	フタモンマダラメイガ
24.1.6	香川県	チャ	チャトゲコナジラミ
1.24	佐賀県	イチゴ	チビクロバネキノコバエ
1.26	宮崎県	メロン	メロン黄化えそ病
2.1	神奈川県	ラン類	オオランヒメゾウムシ
2.2	佐賀県	マンゴー	チャノキイロアザミウマ

● 青梅 憂うつな春 ウイルス感染 2 割伐採へ（東京新聞より）

東京新聞（平成 24 年 1 月 28 日付け夕刊）に表記の記事が掲載されました。

内容は、「梅の観光や生産が盛んな東京都青梅市で、梅の木がウイルスに感染する被害が広がっており、吉野梅郷（ばいごう）では、少なくとも二割の木が伐採されることが決まった。ウイルスは、梅や桃、アンズなどが感染する「プラムポックスウイルス」。

2009 年、青梅市で国内初の感染が確認され、農林水産省と都が昨年 2～9 月、吉野梅郷を含む市内の一部、約四万七千本を調査したところ、感染は三千本に及んだ。調査は 12 年度以降も続くため、感染確認数の増加が懸念される。国内全体に感染が広がれば、果物の輸出ができなくなる可能性もあり、日本農業の大きな損失につながる。「プラムポックスウイルス」はアブラムシによって広がる。治療方法はなく感染拡大を防ぐには根こそぎ伐採するしかない」などとするものです。

詳細は

<http://www.tokyo-np.co.jp/s/article/2012012890135915.html>

を参照願います。

※：プラムポックスウイルス関連した記事は、みどりのたより第 47 号 P16、第 48 号 P26 及び P28、本号 P5 も参照願います

● 食品・添加物等規格基準の改正について

厚生労働省は、食品、添加物等の規格基準（いわゆる「農薬残留基準」）を順次、設定・改訂して公表している。

最近、設定・改訂し公表したものは次のとおり。

- ・平成 23 年 12 月 27 日付け食安発 1227 第 1 号、アシフルオルフェン、アジンホスメチル、イミダクロプリド、ピコリナフェン、ペンディメタリン、ヨウ化メチル及びラクトフェン

● 協会からのお知らせ

1 平成 23 年度「緑の安全管理士」認定研修会及び資格認定

緑の安全推進協会主催の第 33 回「緑の安全管理士」資格認定研修会が 12 月 5 日（月）～7 日（水）東京新橋の共栄火災海上保険(株)研修室で開催されました。研修会後に実施された認定試験の結果を及び 12 月 21 日（水）開催された認定審査会の審議を経て、新たに「緑の安全管理士（ゴルフ場・緑地分野）」は 73 名が認定されました。、(社)日本植物防疫協会主催の第 75 回「植物防疫研修会」を修了した 61 名が、同日行われた認定審査会の審議を経て「緑の安全管理士（農耕地分野）」と認定されました。

2 平成 23 年度「緑の安全管理士」支部大会及び研修会

開催 平成 23 年度「緑の安全管理士」支部大会及び研修会は 11 月 25 日（金）の北海道支部（札幌会場）での開催を皮切りに、東北（仙台会場）、関東・甲信越（東京会場）、東海・北陸（名古屋会場）、九州・沖縄（福岡会場）、中国・四国（岡山会場）で開催され、平成 24 年 1 月 27 日（金）の近畿支部（大阪会場）での開催をもって終了しました。各地方農政局（農政事務所）担当者の「農薬行政の動向」、環境省担当者の「環境影響の低減に向けた取り組み」の講



演に引き続き、「除草剤の効果的な使用方法」について、(財)日本植物調節剤研究協会研究所長の横山昌雄所長の講演があった。横山所長は、除草剤の使用目的、経済効果、作用機作、ドリフト防止法、水田で使用する農薬の適正な水管理について話された。また、緑の安全推進協会の千野相談室長から「芝・緑地等における最近の課題」が紹介された。

3 理事会、総会の開催

平成 23 年度第 2 回理事会、第 21 回総会は平成 24 年 3 月 16 日、東京南青山会館で開催されます。また、平成 24 年度第 1 回理事会、第 22 回総会は 5 月 22 日、東京南青山会館で開催されます。

議題は平成 24 年度の事業の計画及び収支予算、平成 23 年度の事業の経過、及び収支報告などの審議のほか、新公益法人制度に対応した、移行申請に係る手続き、新法人の定款（案）などが審議される予定です。

4 「緑の安全管理士」の皆さんへ

(1) 緑の安全管理士の皆さんのメールアドレス登録のお願い

緑の安全管理士は、全国で 2 8 0 0 余名の方々が、各々の場面で活躍されています。緑の安全管理士の皆様とは、これまで当協会から一方通行で案内や情報をお送りするほかは、地方支部大会（研修会）に御参加いただく以外に管理士としての組織的活動がありませんでした。

今後、緑の安全管理士の活躍の場を広げ、社会の期待に応えてその存在をアピールしてゆくため、地域における管理士としての組織的な活動を強化してゆくことが必要ではないかと考えております。

そこで、まず手始めに、管理士の皆様に、E-Mail のアドレスを登録していただき、地域の会員相互の連絡ネットワークを構築し、それを手掛かりに、地域活動の展開を図ることとしたいと思います。

管理士の皆様には、この趣旨をご理解のうえ、①氏名、②ご自身のメールアドレス、③管理士番号、④現在の県名を記載したメールを次のアドレスに送付し、メールアドレス等の登録をお願いします。 メールを送付先（ midori-kanrishi@midori-kyokai.com ）

(2) 「緑の安全管理士」の所属等変更届けについて

資格更新案内や種々のお知らせ等はお届けいただいた所属先に送付させていただいております。毎年、何件かが宛て先不明で戻ってまいり、連絡先の調査に苦慮しています。

届け出事項に変更があった場合は速やかに FAX、郵送又は電子メールで事務局までご連絡下さい。変更届けをされる方は当会のホームページで届出書をダウンロード、印刷して、訂正事項をご記入の上お送り下さい。

(3) 「緑の安全管理士」認定証をなくされた方へ

「緑の安全管理士」資格取得された方には認定証を発行しておりますが、紛失等で再発行を希望される方は、「再発行願い」に必要事項を記入の上、写真 2 枚、再発行料金を添えて事務局まで提出ください。「再発行願い」用紙はホームページからもダウンロードできます。

不明な点は事務局にお問い合わせください。

(4) 「緑の安全管理士」資格有効期限と資格復活を希望される方へ

「緑の安全管理士」資格の更新できなかった方で、資格復活を希望される方は事務局あてにご相談下さい。資格は一時失効となりますが、条件によっては次年度の更新研修会への参加資格を授与します。

5 講師派遣事業について

緑の安全推進協会では、農薬の安全性等について都道府県、農業団体、市民の団体等からの研修会等への講師派遣依頼に対応して、的確な講師を派遣します。

講師派遣を希望する方は、当会会長あてに「講師派遣依頼書」（当会のホームページからダウンロードして下さい。）を提出して下さい。講師派遣に要する費用は無料です。

ご質問、申し込み等の相談は、窓口担当者（当協会の事務局長 常木洋和）にお気軽にご連絡下さい。電話番号： 03-5209-2511 FAX 番号： 03-5209-2513

メール： midori@midori-kyokai.com

4 電話相談室について

当協会は、農業生産者、一般市民からの農薬に関する種々の問い合わせ及び相談に応じています。「農薬総合相談室（略称「農薬でんわ相談」）」と呼んでいます。主として農薬安全相談室長が担当者として対応しますが、当該室の円滑な運営のため、当会事務局が支援しています。お気軽にご連絡下さい。電話：03-5209-2512

7 緑の安全推進協会の出版物などのご案内

（1）農薬の安全使用等についての「リーフレット」

農薬工業会と（社）緑の安全推進協会では、農薬の安全性確保の仕組み、使用に当たっての保護具、保管管理、飛散防止、適正使用に関して、次のようなリーフレットを作成し、広く知識の普及、啓蒙に関係者の方々に紹介し、講習会、研修会、勉強会等で利用していただいています。

ご希望のある方はリーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等をご記入の上、当協会まで FAX 03-5209-2513 にてお申込ください（無料です）。

詳細については（社）緑の安全推進協会事務局までお問い合わせ願います。

リーフレットの内容等は当協会のホームページをご覧ください。





(2) 緑地・ゴルフ場・農業についての出版物

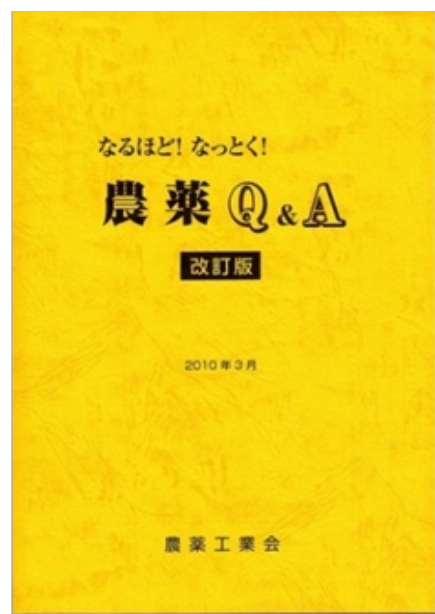
① 「なるほど! なっとく! 農薬Q&A」(2010年改訂版)(農薬工業会編)

農薬についての正しい情報が伝わるよう本書の出版が企画されました。

分かりやすいと好評であった、「農薬Q&A(初版:平成19年)」を全面改定し、より平易な表現に改め、イラストや図表などを多く取り入れ読みやすくなるよう心がけ、新しい知見や法改正などを反映させました。

本書は、農薬の適正使用を指導される方々をはじめ農薬について知りたいとお考えの一般の方々にも十分ご理解いただけるものと思います。農薬についての疑問に答え、農薬に関する正しい情報が得られます。

B5判、274頁、定価1300円(消費税込み、送料実費)



② 「グリーン農薬総覧」(2011年版)(社)緑の安全推進協会編)

本シリーズは、芝、緑地、公園樹木類の病害虫及び雑草防除に使用する農薬を解説したもので、農薬の正しい選択、適正な使用による安全性確保のためのバイブルとして広くご活用され、ゴルフ場及びその他の分野における緑の保全に大いに貢献していると好評を博しています。

主な内容は、

1. 前回刊行以降新しく登録(2010年12月末まで)並びに適用拡大等の変更のあった農薬の追加、変更等薬剤の特長、使い方のポイントなど
2. 掲載農薬の芝、樹木以外に登録適用のある作物名の掲載
3. 樹木・樹木類(ばら、観葉植物含む)の病虫害及び雑草防除の手引き
4. 関連法規、通達事項

などです。

B5判、618頁、定価4,500円(消費税・送料込み)

③「グリーン農薬総覧」追補2012年版(社)緑の安全推進協会編)

「グリーン農薬総覧」(2011年版)に加え、2011年1月～12月末までに新しく登録になった農薬を加え、且つ、既登録で内容が追加、削除等になった品目を補正する「追補2012年版」が3月上旬刊行の予定です。2011年総合版とセットでご活用ください。現在、予約を受け付けています。事務局までお申し込みください。

B5判、定価1,850円(消費税・送料込み)

これらの出版物についてのお問い合わせ・お申込みは当協会(03-5209-2511)まで



みどりのたより

第 51 号

発行日 平成 24 年 2 月 22 日

発 行 (社) 緑の安全推進協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4
(全農葉ビル 5 階)

TEL 03-5209-2511

FAX 03-5209-2513

ホームページ <http://www.midori-kyokai.com>